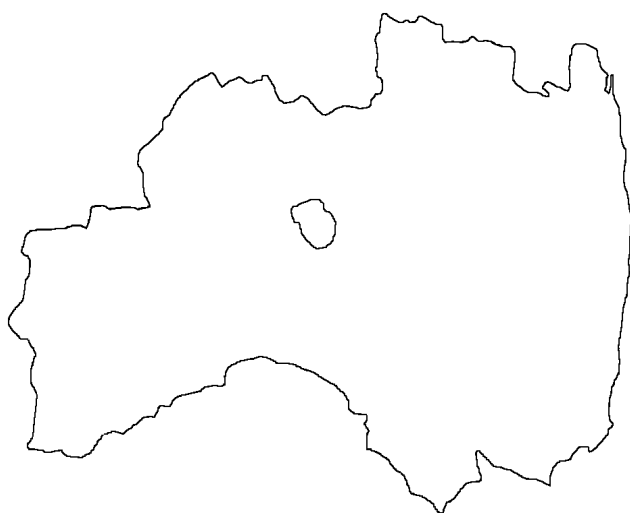


福島県後期高齢者医療広域連合 第三次広域計画



平成30年2月

令和2年2月一部改定

福島県後期高齢者医療広域連合

目 次

第 1 広域計画の概要

1 はじめに	1
2 広域計画の趣旨	2
3 広域計画の項目	2
4 広域計画の期間及び改定	2

第 2 第三次広域計画の基本的考え方

1 高齢者医療費等の状況と保険者としての課題	3
2 高齢者医療費等の状況	5

第 3 広域計画の内容

1 基本目標	7
2 施策の方針	7
3 基本目標及び施策の方針から具体的施策への展開	1 1

第 4 広域連合及び構成市町村が行う事務

1 明確な事務分担による事務処理の円滑化	1 3
----------------------------	-----

第 5 広域計画推進のために

1 広域連合と構成市町村の連携	1 5
2 広域連合と関係機関の連携	1 5

資料編	1 6
-----------	-----

第1 広域計画の概要

1 はじめに

わが国の医療制度は、誰もがいつでも必要な医療を受けることができる国民皆保険の仕組みとして、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現する上で大きく貢献してきました。しかしながら、急速な少子高齢化の進行、国民医療費の増加などの環境の変化により、高齢者医療を社会全体で支える新しい医療保険制度が必要とされ、平成20年4月に「後期高齢者医療制度」が創設されました。

その後、制度のあり方について議論された結果、平成25年8月の社会保障制度改革国民会議の報告書において、「現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当である。」とされ、同年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、後期高齢者医療制度の継続が実質的に決定しました。

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が運営主体となり、市町村との事務分担を明確にし、連携強化を図りながら、適切かつ円滑に運営されなければならないものです。地方自治法において、広域連合はその事務を総合的かつ計画的に推進するため「広域計画」を策定することとされ、本広域連合においては、平成19年度から平成23年度までの5年間を期間とする第一次広域計画を、平成24年度以降の第二次広域計画をそれぞれ策定し、各種事業を行なってきました。

この間、平成23年3月に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難生活を余儀なくされた高齢者への対応として、保険料の減免や一部負担金の免除を行い、避難先においても安心して医療を受けることができるようにしてまいりました。今後は、特に団塊の世代が75歳に到達（令和7年）し、医療や介護の需要がピークとなる時代への対応、地域医療構想に基づく病床数の減少による在宅医療や包括ケアシステムの構築など様々な対応が求められます。

こうしたことから、今後の社会動向を注視するとともに、情勢の変化に柔軟に対応し、高齢者医療制度が健全かつ円滑に実施されるよう本広域連合と構成市町村が連携を強化し、制度の安定かつ効率的な運営を図るため、第二次広域計画を見直し、福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画を策定するものです。

2 広域計画の趣旨

福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画（以下「第三次広域計画」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき策定する計画です。第三次広域計画は、平成30年度以降の後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に処理するために、現状と課題を踏まえ、本広域連合と構成市町村が相互に役割を分担し、連絡調整や連携を図りながら運営する事項について定めるものです。

3 広域計画の項目

第三次広域計画は、福島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年福島県指令市町村第1498号）第5条に基づき、次の項目について定めるものとします。

- （1）後期高齢者医療制度の実施に関連して本広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- （2）広域計画の実施期間に関すること。
- （3）広域計画の改定に関すること。

4 広域計画の期間及び改定

第三次広域計画の期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間とします。
なお、変更することが適当であると認められるときは、上記の期間にかかわらず、随時改定します。

第2 第三次広域計画の基本的考え方

1 高齢者医療費等の状況と保険者としての課題

(1) 高齢者医療費の状況

平成28年簡易生命表によると、わが国の平均寿命は、男性が80.98歳、女性が87.14歳で、世界一の長寿国となっており、これを支えている大きな理由の一つに国民皆保険制度の存在が挙げられています。

この国民皆保険制度の下、平成28年度国民医療費41兆3千億円のうち、後期高齢者医療費は15兆4千億円(過去最高額)で、全体の37.3%を占めています。

福島県においては、平成28年度県内医療費5,984億円のうち、後期高齢者医療費は2,446億円で、全体の40.9%を占めています。この割合は、国における37.3%を大きく上回っていますが、国の75歳以上の占める割合が12.8%であるのに対して、本県は15.0%で2.2ポイント上回っていることが、要因の一つと考えられます。

本広域連合が保有するデータによれば、被保険者数(各年度3月31日現在)については、制度発足初年度の平成20年度には269,771人でしたが、年々増加し、平成28年度には295,860人となっています。

また、療養給付費等(各年度3月31日現在)については、平成20年度には1,752億円でしたが、年々増加し、平成28年度には診療報酬の改定により初めて前年度を下回った(1.07%減)ものの、2,264億円となっています。

被保険者一人あたりの給付費(各年度3月31日現在)においても、平成20年度には649,321円でしたが、年々増加し、平成28年度には前年度を下回ったものの(2.18%減)、765,281円となっています。

(2) 高齢者の特性に応じた個別対応の必要性

後期高齢者は、前期高齢者と比較して加齢に伴う心身の脆弱化が出現する状態(いわゆるフレイル)の進行に伴い、複数の慢性疾患を有することが多くなります。その結果、医療機関の多受診や重複受診、多剤服用による有害事象が生じやすい傾向が顕著となり、医療と介護の両方の必要性がある方が増加していきます。

また、高齢者に対しては生活習慣病等の発症予防よりも重症化予防の効果が大きいとされ、壮年期からの連続した取組が行われているところですが、健康状態、心身機能、生活状況等の個人差が大きいにもかかわらず、年齢による医療保険制度間の異動に伴い、保険者が健康状態を十分に把握できなかったことから、各人の状況に応じた支援が求められています。

(3) 保険者としての課題

被保険者数及び一人あたりの給付費が今後も増加していくことが想定される中において、いかに安定的な財政運営を行っていくか、さらには、被保険者の健康の保持増進のために必要な保健事業をどのように推進していくかが本広域連合の課題となっています。

このような現状に対応し、本県の被保険者の方々ができるだけ長く自立した日常生活を送ることができるよう、ひいては全ての県民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、本広域連合においては、健全で円滑な制度運営を行うとともに、保険者としての機能強化を図るため、「医療費の適正化と収納率向上による安定的な財政運営」、「後期高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施による健康の保持増進」、「安心して医療サービスを受けられる環境づくり」を3つの基本目標と位置付け、これらに関連する事業を広域連合が企画立案し、構成市町村が地域の実情に応じて実施します。

2 高齢者医療費等の状況

< 福島県の高齢化の状況 >

	福島県の人口 (単位：千人)			福島県の 高齢化率等 (単位：%)		国の 高齢化率等 (単位：%)	
	全人口	65歳以上 人口	75歳以上 人口	高齢化率	75歳以上 の比率	高齢化率	75歳以上 の比率
平成 12 年	2,127	432	181	20.3	8.5	17.3	7.1
平成 17 年	2,091	475	233	22.7	11.1	20.1	9.1
平成 22 年	2,029	504	273	25.0	13.5	23.0	11.1
平成 27 年	1,914	542	284	28.7	15.0	26.6	12.8

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

< 福島県の被保険者の推移 >

	被保険者数 (単位：人)
平成 20 年度	269,771
平成 21 年度	275,972
平成 22 年度	280,098
平成 23 年度	282,076
平成 24 年度	286,784
平成 25 年度	288,040
平成 26 年度	289,138
平成 27 年度	292,528
平成 28 年度	295,860

※注 各年度 3 月 31 日現在の被保険者数。

<医療費の推移>

	福島県の医療費			国の医療費		
	総医療費 (単位:億円)	後期高齢者 医療費 (単位:億円)	後期高齢者 医療費 の割合 (単位:%)	総医療費 (単位:兆円)	後期高齢者 医療費 (単位:兆円)	後期高齢者 医療費 の割合 (単位:%)
平成 20 年度	5,684	1,927	33.9	34.1	10.4	30.5
平成 21 年度	5,667	2,210	39.0	35.3	12.0	34.1
平成 22 年度	5,693	2,294	40.3	36.6	12.7	34.7
平成 23 年度	5,713	2,327	40.7	37.8	13.3	35.2
平成 24 年度	5,860	2,355	40.2	38.4	13.7	35.7
平成 25 年度	5,899	2,388	40.5	39.3	14.2	36.2
平成 26 年度	5,955	2,408	40.4	40.0	14.5	36.3
平成 27 年度	6,100	2,468	40.5	41.5	15.1	36.5
平成 28 年度	5,984	2,446	40.9	41.3	15.4	37.3

資料：平成 20～28 年度福島県総医療費、国の総医療費は厚生労働省「平成 20～28 年度医療費の動向」

資料：平成 20～27 年度福島県後期高齢者医療費、国の後期高齢者医療費は厚生労働省「平成 20～27 年度後期高齢者医療事業状況報告」

資料：平成 28 年度福島県後期高齢者医療費、国の後期高齢者医療費は厚生労働省「平成 29 年 5 月度後期高齢者医療毎月事業状況報告」

※注 平成 20 年度後期高齢者医療費は、4 月診療分から 2 月診療分の 11 か月。

<福島県の後期高齢者医療療養給付費等の推移>

	療養給付費等 (単位:円)	一人あたり給付費 (単位:円)
平成 20 年度	175,168,011,959	649,321
平成 21 年度	201,971,184,575	731,854
平成 22 年度	210,145,761,415	750,258
平成 23 年度	216,408,717,418	767,200
平成 24 年度	219,558,433,468	765,588
平成 25 年度	221,001,004,895	767,258
平成 26 年度	222,933,639,131	771,029
平成 27 年度	228,859,105,809	782,349
平成 28 年度	226,416,055,179	765,281

※注 療養給付費等は、3 月診療分から 2 月診療分の合計の合計。

平成 20 年度は、4 月診療分から 2 月診療分の 11 か月。

一人あたり給付費は、療養給付費等を各年度末日の被保険者数で除した数。

第 3 広域計画の内容

1 基本目標

本広域連合は、被保険者や療養給付費等の現状を踏まえ、健全で円滑な制度運営を行うとともに、保険者としての機能強化を図るため、基本目標を次のとおりとします。

- (1) 医療費の適正化と収納率向上による安定的な財政運営
- (2) 後期高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施による健康の保持増進
- (3) 安心して医療サービスを受けられる環境づくり

2 施策の方針

本広域連合は、3つの基本目標を達成するために、施策の基本方針を次のとおりとします。

(1) 医療費の適正化と収納率向上による安定的な財政運営

ア 医療費に係る給付の適正化

本広域連合の医療費は、被保険者の増加や医療の高度化により年々増加しています。

今後も安定的に運営していくためには、医療費の適正な給付がますます重要となってきます。

そこで、被保険者の健康や医療に対する理解を深めるため、医療費通知を送付するとともに、レセプト点検や療養費患者調査による過誤再審査請求を行うほか、給付原因が交通事故など第三者の行為によって生じた場合には、被保険者への確認を含めた求償手続を進め、医療費の適正化に努めます。

なお、一部負担金や診療報酬について返納が発生した場合には、速やかに対応し、確実な収入確保に努めます。

イ ジェネリック医薬品の使用促進

療養給付費に占める調剤費の割合が増加傾向にあることから、被保険者がジェネリック医薬品を明確に希望することができるよう「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、新たに加入した被保険者に対して適宜送付します。

また、ジェネリック医薬品へ切替えることで、自己負担額に一定の軽減が見込まれる被保険者には「ジェネリック医薬品差額通知」を送付するほか、構成市町村広報誌等を活用するなどにより、ジェネリック医薬品の使用を一層促進します。

ウ 収納対策の強化

保険料収入の確保は、安定的な財政運営の根幹であり、保険料を納付する方々間における公平性を担保するためにも、重要な業務となっています。

そこで、本広域連合と構成市町村は、保険料収納対策計画の下、構成市町村は計画に基づいた滞納整理を実施し、本広域連合はその進捗状況を定期的に確認しながら状況に応じた支援等を行います。

なお、保険料収納率が優良な構成市町村については、その功績をたたえ、より一層の収納率向上を目指します。

また、保険料の納付忘れによる滞納を未然に防ぐため、構成市町村広報誌等を活用して、納期限内納付の意識を高めます。

(2) 後期高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施による健康の保持増進

ア 健康診査の受診促進

本広域連合は、構成市町村と連携しながら、健康診査事業や歯科口腔健康診査事業を着実に実施し、被保険者の健康課題の把握に努めます。

特に、医療、介護、健診等の情報がない健康状態不明者に対しては、健康診査の受診勧奨を行うなど未受診者の削減に努めます。

イ フレイル予防のための健康づくり事業の推進

後期高齢者は、フレイルの進行に伴い複数の慢性疾患を有するなど疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。

そこで、本広域連合は、構成市町村と連携しながらフレイル対策を促し、重症化予防事業を介護予防と一体的に実施することによって、被保険者の健康の保持増進を支援します。

ウ 医療費分析及び各保健事業の評価

本広域連合は、地域に根ざした保健・医療・介護体制を築くため、医療・介護・健診等の情報の収集及び分析を行い、地域ごとの医療特性などの把握に努めるとともに、健康課題については、構成市町村と共有し、効果的で効率的な保健事業の企画立案や実施に役立てます。

また、保健事業については、実施後に事業評価を行い、その結果を今後の事業展開に活用し、より効果的で効率的な事業構築に反映させます。

(3) 安心して医療サービスを受けられる環境づくり

ア 後期高齢者の心身の特性に応じた医療の提供

後期高齢者には、複数の慢性疾患を有し、治療が長期にわたる特性があることから、こうした心身の特性や生活実態に応じた医療を提供することが求められています。

本広域連合は、後期高齢者が将来にわたって安心して医療を受けられるよう、医療・福祉の専門分野や被保険者の各代表者からなる「医療懇談会」を開催し、多方面から寄せられた意見を踏まえ、適切な事業を展開します。

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者への対応

本広域連合は、東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた被保険者が、引き続き安心して医療を受けられるよう、構成市町村と連携して、県内外へ避難された被保険者への被保険者証の交付、保険料の減免、一部負担金の免除等を行います。

ウ 被保険者・支援世代に対する分かりやすい制度の周知・広報

後期高齢者医療制度の円滑な運営には、被保険者はもちろんのこと、支援世代の制度理解が欠かせません。

本広域連合は、これらの方々の制度理解が深まるよう、引き続き報道機関による広報、ポスター掲示のほか、被保険者に分かりやすいホームページの作成に努めます。

また、被保険者に対しては被保険者証や制度関連資料の送付時に分かりやすいチラシを同封し、構成市町村に対しては広報誌やホームページを活用した広報を依頼するなど、引き続ききめ細やかな周知・広報活動を行います。

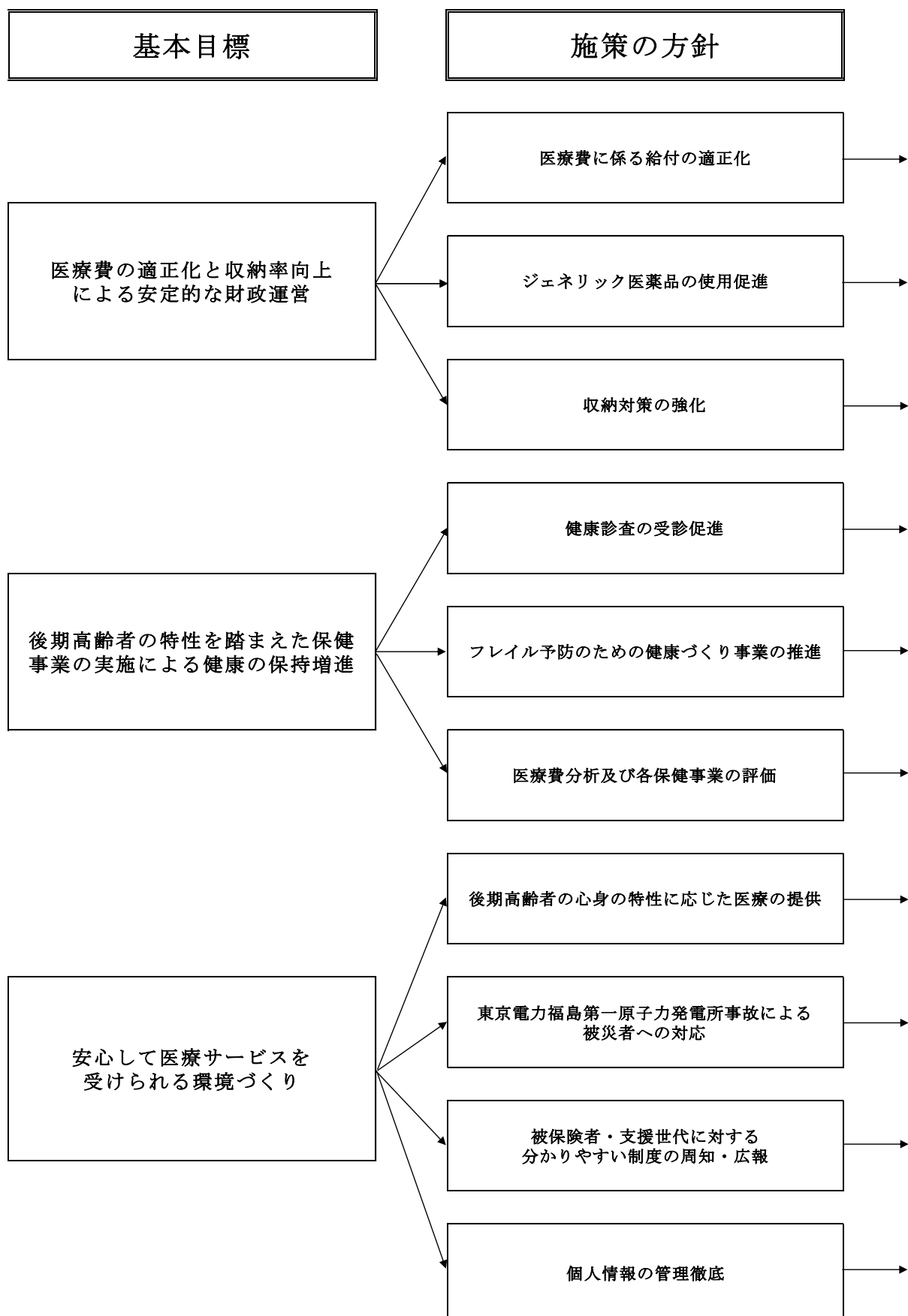
エ 個人情報の管理徹底

I Tを活用した個人情報の取扱いの拡大等は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与している一方で、I Tを活用した個人情報の処理の特性（大量・高速処理、結合・検索及び遠隔処理の容易性）への不安感から、個人の権利利益の保護の必要性が社会的に高まっています。

本広域連合及び構成市町村は、被保険者の権利利益を保護し、安定的な制度運営を確保するため、保有する被保険者の個人情報について、各法令や情報セキュリティポリシーに基づき、厳格な管理を徹底します。

また、本広域連合では、情報セキュリティ体制確保のため、適時、事務局内で個人情報保護に関する研修を実施するほか、構成市町村の情報セキュリティ対策の状況を確認しておりますが、今後も引き続き、万全を期していきます。

3 基本目標及び施策の方針から具体的施策への展開



具体的な施策	
広域連合	市町村
○医療費通知の送付 ○レセプト点検業務 ○療養費患者調査 ○第三者行為等損害賠償請求事務	○第三者行為等による被害届の受付送付
○ジェネリック医薬品使用促進のための新聞広報等 ○ジェネリック医薬品希望シールの送付 ○ジェネリック医薬品使用による差額通知の送付	○ジェネリック医薬品使用促進について市町村広報誌及びポスター掲示等による広報 ○新被保険者へのジェネリック医薬品希望シールの配付
○保険料収納対策計画の策定 ○収納対策実施状況の確認及び支援 ○収納率の適切な把握及び情報提供 ○優良収納率市町村への表彰	○保険料収納対策計画に基づく滞納整理事務実施 ○保険料納付についての広報誌等による周知 ○収納対策実施状況の報告 ○収納データの適切な管理及び送信
○健康診査の委託 ○歯科口腔健康診査の実施 ○健診データの適正管理 ○関係機関との連携による受診勧奨	○健康診査の実施 ○健診データの有効活用 ○個別通知、関係機関との連携等による受診勧奨
○フレイル対策の促進 ○高齢者の保健事業の委託 ○補助金等の交付	○高齢者の保健事業の実施 ○KDBシステムを活用した健康教室の実施 ○フレイル対策のための運動教室の実施
○医療・介護・健診データの収集、分析及び共有 ○データ分析による医療特性の把握と健康課題の明確化 ○保健事業の進行管理及び評価	○医療・介護・健診データの収集、分析及び共有 ○データ分析による地域の医療特性の把握と健康課題の明確化 ○地域の特性を踏まえた保健事業の立案及び評価
○医療保険の給付 ○療養費、高額療養費、葬祭費等の給付 ○被保険者代表を含む各代表者との懇談会の実施 ○市町村健康推進事業への支援（資料提供等）	○各種申請の受付・送付
○被保険者、医療機関等からの問い合わせ対応 ○保険料減免の実施 ○一部負担金免除の実施 ○避難者への健診提供体制の整備	○被保険者、医療機関等からの問い合わせ対応 ○保険料減免申請 ○一部負担金還付申請受理・送達 ○避難者への健診受診の周知・手続き
○制度周知のためのパンフレット・ポスター等作成 ○ホームページ・新聞・テレビ等の全体的な広報 ○適切な情報公開の実施	○パンフレット・ポスター等の作成・配付・掲示 ○市町村広報誌による制度周知 ○来庁者への分かりやすい説明
○情報セキュリティ監査の実施（広域連合） ○情報セキュリティ実施状況の確認（市町村） ○情報セキュリティ研修 ○情報公開・個人情報保護審査会 ○医療・介護・健診データの適正管理	○市町村での情報セキュリティ体制の確認 ○各市町村での情報セキュリティ研修 ○情報セキュリティポリシー・手順書等の遵守の徹底 ○医療・介護・健診データの適正管理

第４ 広域連合及び構成市町村が行う事務

１ 明確な事務分担による事務処理の円滑化

本広域連合及び構成市町村は、情報や課題を共有し、関係法令によりそれぞれが行うものとされた事務を分担しながら、連携して円滑な事務処理を行います。

＜主な事務の分担表＞

	広域連合の主な事務	市町村の主な事務
財政運営	・ 財政計画の策定 ・ 健全な財政運営 ・ 適正な保険料負担の決定 ・ 市町村負担金の決定	・ 負担金の納付
資格管理	・ 被保険者の資格情報管理 ・ 被保険者資格の認定（取得・喪失） ・ 障害認定申請の認定及び却下 ・ 被保険者証の交付 ・ 資格証明書の交付 ・ 一部負担金割合の判定 ・ 基準収入額適用申請の認定及び却下 ・ 限度額適用・標準負担額減額申請の認定及び却下 ・ 限度額適用申請の認定及び却下 ・ 特定疾病認定申請の認定及び却下	・ 住民基本台帳情報等の提供 ・ 資格管理に関する申請等の受付 ・ 障害認定申請の受付 ・ 被保険者証の引渡し・回収 ・ 資格証明書の引渡し・回収 ・ 一部負担金割合の変更に伴う被保険者証の差替え・回収 ・ 基準収入額適用申請の受付 ・ 限度額適用・標準負担額減額申請の受付 ・ 限度額適用申請の受付 ・ 特定疾病認定申請の受付
保険料の賦課・徴収	・ 所得・課税情報の収集 ・ 保険料率の決定 ・ 保険料の賦課 ・ 保険料減免・徴収猶予の決定 ・ 保険料収納対策計画の策定	・ 所得状況の把握及び広域連合への情報提供 ・ 簡易申告書・所得照会書の送付及び回収 ・ 保険料納期の決定 ・ 保険料決定通知・納入通知書の送付 ・ 保険料の徴収 ・ 保険料減免・徴収猶予申請受付 ・ 保険料収納対策の実施

	広域連合の主な事務	市町村の主な事務
医療給付	・医療給付費の審査支払 ・療養費の審査支払 ・高額療養費の審査支払 ・高額介護合算療養費の審査支払 ・葬祭費の支払 ・一部負担金減免の決定	・医療給付に係る支給申請書等の受付
医療費適正化	・レセプト点検の実施 ・医療費通知の実施 ・医療費分析の実施 ・ジェネリック医薬品の普及促進 ・不正・不当利得への対応 ・第三者行為求償事務の実施 ・医療費二次点検の実施	・第三者行為等による被害届の受付
保健事業	・保健事業実施計画（データヘルス計画）の進行管理 ・健康意識の啓発 ・健康診査の運営 ・歯科口腔健康診査の実施 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の支援 ・フレイル対策の促進 ・適正受診指導の実施 ・重症化予防指導事業の実施 ・低栄養・過体重予防指導の実施 ・適正服薬相談の実施	・健康診査の実施 ・健康づくり事業の計画・実施 ・健康教育・健康相談の実施 ・運動教室の実施 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の実施 ◇基本的方針の策定及び事業の企画 ◇低栄養防止・重症化予防の取組 ◇重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組 ◇健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続
制度周知	・パンフレット等の作成、配布 ・各種申請手続き等の通知 ・ホームページによる情報提供	・市町村広報誌等による周知 ・被保険者への説明会の実施 ・ホームページによる情報提供

第5 広域計画推進のために

1 広域連合と構成市町村の連携

本広域連合と構成市町村は、適切な役割分担の下、効率的な事務処理に努めます。

とりわけ、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することが効果的・効率的と認められる保健事業については、市町村にその実施を委託し、その委託を通じて授受した医療・介護・健診等の情報を将来の企画立案に反映させます。

また、「構成市町村協議会」、「実務者研究会」等の会議や「市町村訪問」の機会を通じて、医療・介護に係る必要な情報を共有し、各保健事業へ反映させるなど、連携して健全で円滑な制度運営に当たります。

2 広域連合と関係機関の連携

福島県保険者協議会等において、他保険者と緊密な情報交換や各種連携事業の提案等を行い、県内医療保険制度全体が効果的に運営できるよう努めます。

また、被保険者、支援世代、保険医等の各代表から構成される医療懇談会による意見を踏まえ、福島県医師会・福島県歯科医師会・福島県薬剤師会をはじめ、福島県看護協会、福島県栄養士会、福島県歯科衛生士会等地域の医療専門職と連携し、健康診査や保健事業が適切に展開するよう努めるとともに、引き続き、福島県と情報や課題を共有しながら密接に連携・協力してまいります。

なお、健康診査等の保健事業の実施に当たっては、必要に応じて業務の一部を関係団体等へ委託します。

資料編

資料 1 福島県後期高齢者医療広域連合規約

資料 2 後期高齢者医療制度について

資料 3 高齢者医療概況＜抜粋版＞

資料 1

福島県後期高齢者医療広域連合規約

平成 19 年 1 月 26 日
福島県指令市町村第 1498 号

最終改正 平成 24 年 7 月 9 日福島県知事届出

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する市町村)

第 2 条 広域連合は、福島県内の別表第 1 に掲げる市町村（以下「構成市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、福島県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第 2 に定める事務については構成市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第 5 条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 28 条第 3 項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の実施期間に関すること。
- (3) 広域計画の改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第 6 条 広域連合の事務所は、福島県福島市中町 8 番 2 号に置く。

(広域連合の議会の組織)

第 7 条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、16 人

とする。

2 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

(1) 市長 4人

(2) 町村長 4人

(3) 市議会議員 4人

(4) 町村議会議員 4人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる者 構成市町村のすべての市長をもって組織する団体又は構成市町村（市に限る。）の長のうちその総数の4分の1以上の者

(2) 前条第2項第2号に掲げる者 構成市町村のすべての町村長をもって組織する団体又は構成市町村（町村に限る。）の長のうちその総数の4分の1以上の者

(3) 前条第2項第3号に掲げる者 構成市町村のすべての市議会の議長をもって組織する団体又は構成市町村（市に限る。）の議会の議員のうちその定数の総数の20分の1以上の者

(4) 前条第2項第4号に掲げる者 構成市町村のすべての町村議会の議長をもって組織する団体又は構成市町村（町村に限る。）の議会の議員のうちその定数の総数の20分の1以上の者

2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。

3 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が構成市町村の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、構成市町村の会計管理者（地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、従前の例により在職するものとされた収入役を含む。）のうちから、広域連合長が選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長の任期は、当該市町村長の任期による。

2 副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、構成市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

3 会計管理者が構成市町村の会計管理者でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただ

し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する構成市町村の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則 (平成19年1月26日福島県指令市町村第1498号)

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第11条第2項、第12条第5項及び第13条第3項 平成19年4月1日
- (2) 第4条並びに別表第3の2の項及び3の項 平成20年4月1日

(補助職員に関する経過措置)

2 平成19年3月31日までの間は、第14条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。

(広域連合の処理する事務に関する経過措置)

3 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

(選挙に関する特例)

4 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、福島県福島市上町4番25号にて行うものとする。

附 則 (平成20年4月1日福島県指令市町村第214号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県後期高齢者医療広域連合規約は、平成20年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表第1の規定は、平成20年7月1日から適用する。

附 則 (平成24年7月9日福島県知事届出)

この規約は、平成24年7月9日から施行し、改正後の別表第3の規定は、平成25年度以後に算定する構成市町村の負担金について適用する。

別表第1（第2条関係）

福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市
二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町
大玉村 鏡石町 天栄村 下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町 北塩原村
西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 金山町
昭和村 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 矢祭町 塙町
鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町
檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯舘村

別表第2（第4条関係）

- （1）被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- （2）被保険者証及び資格証明書の引渡し
- （3）被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- （4）医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- （5）保険料に関する申請の受付
- （6）前各号の事務に付随する事務

別表第3（第17条関係）

1 共通経費

項 目	負担割合	備 考
均等割	10%	1 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。 2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
高齢者人口割	45%	
人口割	45%	

2 医療給付に要する経費

法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

項 目	市町村が納付すべき額
法第105条に定める市町村が納付すべき額	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

4 保健事業に係る経費

項 目	市町村が納付する額
法第125条に定める保健事業において構成市町村が納付する額	広域連合と構成市町村が協議の上定める額

資料 2

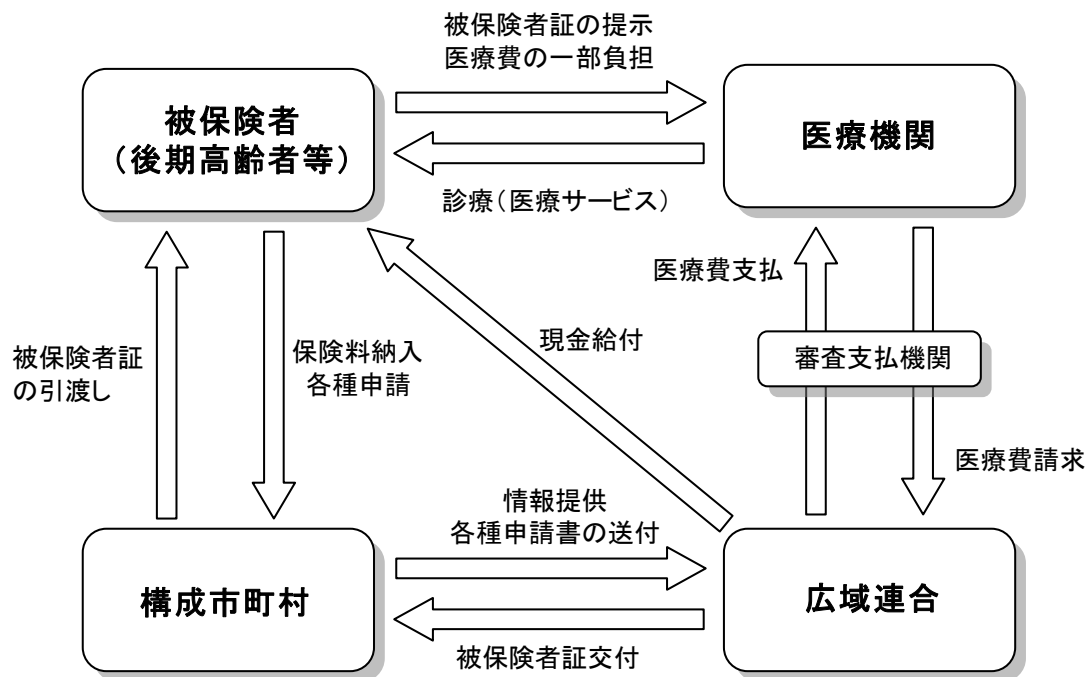
後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方を対象とする独立した医療制度です。

制度を運営する主体として、福島県内の全市町村が加入する広域連合が設けられており、広域連合において財政運営全般、被保険者証の発行、保険料の賦課、医療給付費の支払い等を行い、市町村では保険料徴収と被保険者証引渡し等の窓口業務を行います。

後期高齢者等の被保険者は保険料を納め、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示することで、医療費の1割負担（現役並み所得者は3割）で診療を受けることができます。

後期高齢者医療制度のしくみ（平成20年4月から）



しかし、この制度も施行当初に、制度内容の周知不足などにより、多くの問い合わせや意見が寄せられ、わかりやすく親しみやすいものとなるよう制度の周知等に務めてきました。

また、国においては、保険料の負担軽減の拡充など制度の劇的な変化を緩和する取り組みが行われてきました。

福島県後期高齢者医療制度の沿革

年度	主要事項	患者一部負担金等	備考																																																																		
平成20年4月	○後期高齢者医療制度施行 ○被保険者 ・75歳以上の者 ・65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定を受けた者 ○財源構成 ・保険料10%、後期高齢者支援金約40%、公費約50%（公費割合…国：道府県：市町村＝4：1：1） ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置 ・均等割の軽減…7割軽減者を8.5割軽減とする。 ・所得割の軽減…旧ただし書き所得58万円までの所得割額を5割軽減。 ○新たに保険料を負担する被用者保険の被扶養者の保険料負担を凍結（4月～9月）及び残り半年分を9割軽減。 ○高齢者負担率…10% ○賦課限度額…50万円 ○保険料率（平成20年度・平成21年度）<table><tr><td>均等割額</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>所得割率</td><td>7.45%</td></tr></table>	均等割額	40,000円	所得割率	7.45%	○1割負担及び3割負担（現役並み所得者） ※現役並み所得者 課税所得145万円以上で、後期高齢者単身世帯で383万円以上、もしくは後期高齢者複数世帯で520万円以上の収入がある者 ○入院時食事療養費<table><tr><td colspan="2">世帯区分</td><td>食事代（1食）</td></tr><tr><td colspan="2">現役並み所得者及び一般</td><td>260円</td></tr><tr><td rowspan="3">非課税世帯</td><td rowspan="2">区分Ⅱ</td><td>90日までの入院</td><td>210円</td></tr><tr><td>90日を超える入院（過去12ヵ月の入院日数）</td><td>160円</td></tr><tr><td colspan="2">区分Ⅰ</td><td>100円</td></tr></table> ○療養病床での食事療養費及び居住費<table><tr><td>世帯区分</td><td>食事代（1食）</td><td>居住費（1日）</td></tr><tr><td>現役並み所得者及び一般</td><td>460円</td><td>320円</td></tr><tr><td rowspan="3">非課税世帯</td><td>区分Ⅱ</td><td>210円</td><td>320円</td></tr><tr><td>区分Ⅰ</td><td>130円</td><td>320円</td></tr><tr><td>老齢福祉年金受給者</td><td>100円</td><td>0円</td></tr></table> ○高額療養費における自己負担限度額<table><tr><td>世帯区分</td><td>外来（個人単位）</td><td>外来＋入院（世帯単位）</td></tr><tr><td>現役並み所得者</td><td>44,400円</td><td>80,100円＋ （医療費－267,000円×1%） （44,000円 ※）</td></tr><tr><td>一般</td><td>12,000円</td><td>44,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">非課税世帯</td><td>区分Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td></tr><tr><td>区分Ⅰ</td><td>15,000円</td></tr></table> ※過去12ヵ月以内に3回以上支給を受けた4回目以降の額。 注：平成21年1月以降の新規加入者は、75歳の年齢到達月のみ上記限度額が全て半額。ただし、障害認定者は含まない。 ○高額介護合算療養費における自己負担限度額<table><tr><td>世帯区分</td><td>限度額</td><td>初年度限度額※</td></tr><tr><td>現役並み所得者</td><td>67万円</td><td>89万円</td></tr><tr><td>一般</td><td>56万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td rowspan="2">住民税非課税世帯</td><td>区分Ⅱ</td><td>31万円</td><td>41万円</td></tr><tr><td>区分Ⅰ</td><td>19万円</td><td>25万円</td></tr></table> ※初年度は平成20年4月1日～平成21年7月31日までの16ヶ月分	世帯区分		食事代（1食）	現役並み所得者及び一般		260円	非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	210円	90日を超える入院（過去12ヵ月の入院日数）	160円	区分Ⅰ		100円	世帯区分	食事代（1食）	居住費（1日）	現役並み所得者及び一般	460円	320円	非課税世帯	区分Ⅱ	210円	320円	区分Ⅰ	130円	320円	老齢福祉年金受給者	100円	0円	世帯区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ （医療費－267,000円×1%） （44,000円 ※）	一般	12,000円	44,400円	非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	区分Ⅰ	15,000円	世帯区分	限度額	初年度限度額※	現役並み所得者	67万円	89万円	一般	56万円	75万円	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	41万円	区分Ⅰ	19万円	25万円	
均等割額	40,000円																																																																				
所得割率	7.45%																																																																				
世帯区分		食事代（1食）																																																																			
現役並み所得者及び一般		260円																																																																			
非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	210円																																																																		
		90日を超える入院（過去12ヵ月の入院日数）	160円																																																																		
	区分Ⅰ		100円																																																																		
世帯区分	食事代（1食）	居住費（1日）																																																																			
現役並み所得者及び一般	460円	320円																																																																			
非課税世帯	区分Ⅱ	210円	320円																																																																		
	区分Ⅰ	130円	320円																																																																		
	老齢福祉年金受給者	100円	0円																																																																		
世帯区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）																																																																			
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ （医療費－267,000円×1%） （44,000円 ※）																																																																			
一般	12,000円	44,400円																																																																			
非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円																																																																		
	区分Ⅰ		15,000円																																																																		
世帯区分	限度額	初年度限度額※																																																																			
現役並み所得者	67万円	89万円																																																																			
一般	56万円	75万円																																																																			
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	41万円																																																																		
	区分Ⅰ	19万円	25万円																																																																		
平成21年4月	○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の拡大 ・7割軽減を受ける者のうち、世帯内の全被保険者の年金収入が80万円以下でその他の所得がない場合、9割軽減。 ○保険料の支払い方法について、原則年金からの天引きであったのが、年金からの天引きと口座振替の選択が可能となった。		○見直しに関する議論のとりまとめ ・平成21年3月17日高齢者医療制度に関する検討会「高齢者医療制度見直しに関する基本的な考え方」 ・平成21年4月3日与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム「高齢者医療制度見直しに関する基本的な考え方」																																																																		
平成22年4月	○高齢者負担率…10.26% ○保険料率（平成22年度・平成23年度）<table><tr><td>均等割額</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>所得割率</td><td>7.60%</td></tr></table>	均等割額	40,000円	所得割率	7.60%																																																																
均等割額	40,000円																																																																				
所得割率	7.60%																																																																				
平成22年5月	○高齢者の医療の確保に関する法律改正 ・財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用できるようにする。		○見直しに関する議論の最終とりまとめ ・平成22年12月20日高齢者医療制度改革会議																																																																		
平成23年3月	○東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う保険料の減免及び一部負担金等の免除		○社会保障・税一体改革成案 ・平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定																																																																		
平成24年4月	○高齢者負担率…10.51% ○賦課限度額…55万円 ○保険料率（平成24年度・平成25年度）<table><tr><td>均等割額</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>所得割率</td><td>7.76%</td></tr></table>	均等割額	40,000円	所得割率	7.76%		○社会保障・税一体改革大綱 ・平成24年2月17日閣議決定																																																														
均等割額	40,000円																																																																				
所得割率	7.76%																																																																				
平成24年9月	○東日本大震災による保険料の減免及び一部負担金等の免除の終了（東京電力福島第一原子力発電所事故の減免等は継続）		○社会保障制度改革推進法成立（平成24年8月10日成立）																																																																		
平成25年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長（平成26年2月28日まで）																																																																				

年度	主要事項	患者一部負担金等	備考				
平成25年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成25年度分保険料の減免決定		○社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日） ・後期高齢者医療制度については、創設から5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。				
平成26年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長（平成26年9月30日まで）						
平成26年4月	○高齢者負担率…10.73% ○賦課限度額…57万円 ○保険料率（平成26年度・平成27年度） <table><tr><td>均等割額</td><td>41,700円</td></tr><tr><td>所得割率</td><td>8.19%</td></tr></table> ○保険料軽減に係る所得基準の拡大 ・5割軽減（現行）33万円+24.5万円×被保険者数 （被保険者である世帯主を除く） （改正後）33万円+24.5万円×被保険者数 ※二人世帯以上の対象を、単身世帯も対象とする ・2割軽減（現行）33万円+35万円×被保険者数 （改正後）33万円+45万円×被保険者数	均等割額	41,700円	所得割率	8.19%		○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号） ○経済財政運営と改革の基本方針（平成26年6月24日閣議決定） ・後期高齢者医療の保険料特例軽減について、段階的に見直しを進める。
均等割額	41,700円						
所得割率	8.19%						
平成26年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成26年度分保険料の減免決定						
平成26年10月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長（平成27年2月28日まで） ※旧避難指示区域等では所得制限有り						
平成27年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長（平成28年2月29日まで） ※旧避難指示区域等では所得制限有り						
平成27年4月	○保険料軽減に係る所得基準の拡大 ・5割軽減（現行）33万円+24.5万円×被保険者数 （改正後）33万円+26万円×被保険者数 ・2割軽減（現行）33万円+45万円×被保険者数 （改正後）33万円+47万円×被保険者数		○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年5月27日成立）				
平成27年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成27年度分保険料の減免決定		○経済財政運営と改革の基本方針（平成27年6月30日閣議決定）				
平成28年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長（平成29年2月28日まで） ※旧避難指示区域等では所得制限有り						
平成28年4月	○高齢者負担率…10.99% ○賦課限度額…57万円 ○保険料率（平成28年度・平成29年度） <table><tr><td>均等割額</td><td>41,700円</td></tr><tr><td>所得割率</td><td>8.19%</td></tr></table> ○保険料軽減に係る所得基準の拡大 ・5割軽減（現行）33万円+26万円×被保険者数 （改正後）33万円+26.5万円×被保険者数 ・2割軽減（現行）33万円+47万円×被保険者数 （改正後）33万円+48万円×被保険者数	均等割額	41,700円	所得割率	8.19%		
均等割額	41,700円						
所得割率	8.19%						
平成28年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成28年度分保険料の減免決定						
平成29年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長（平成30年2月28日まで） ※旧避難指示区域等では所得制限有り						
平成29年4月	○低所得者等に対する保険料軽減の特例措置の見直し ・所得割軽減（現行）5割軽減 （改正後）2割軽減 ・元被扶養者の均等割軽減（現行）9割軽減 （改正後）7割軽減 ○保険料軽減に係る所得基準の拡大 ・5割軽減（現行）33万円+26.5万円×被保険者数 （改正後）33万円+27万円×被保険者数 ・2割軽減（現行）33万円+48万円×被保険者数 （改正後）33万円+49万円×被保険者数						
平成29年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成29年度分保険料の減免決定						

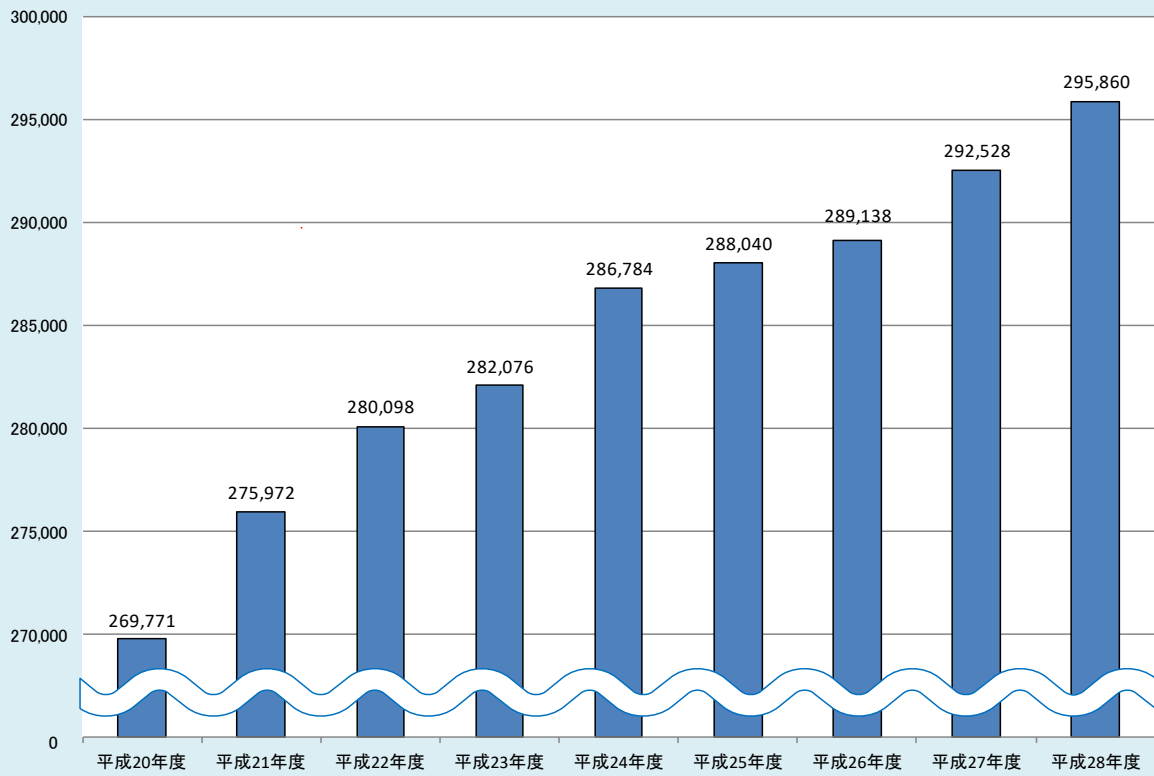
資料 3

後期高齢者医療概況＜抜粋版＞

- 被保険者数の年度別推移
- 保険料収納率の年度別推移（現年度分）
- 療養給付費の年度別支払状況
- 一人あたり給付費の年度別支払状況
- 葬祭費の年度別支払状況
- 健康診査受診率の年度別推移
- 市町村別被保険者数（各年度 3 月 31 日現在）
- 市町村別収納率（現年度分）（各年度 5 月 31 日現在）
- 市町村別給付費の状況（各年度 3 月 31 日現在）
- 市町村別一人あたり給付費の状況（年間）
- 市町村別葬祭費の支給状況（年間）
- 市町村別健康診査受診率の状況

被保険者数の年度別推移

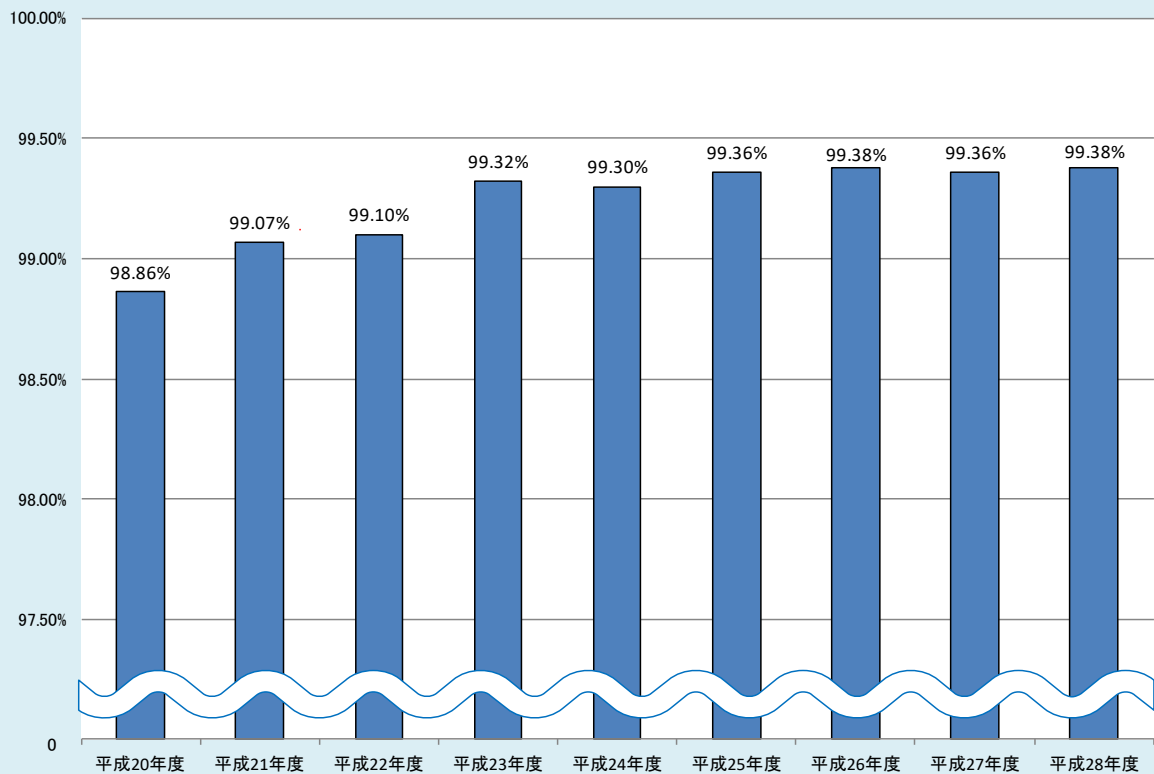
(単位: 人)



※各年度3月31日現在

保険料収納率の年度別推移(現年度分)

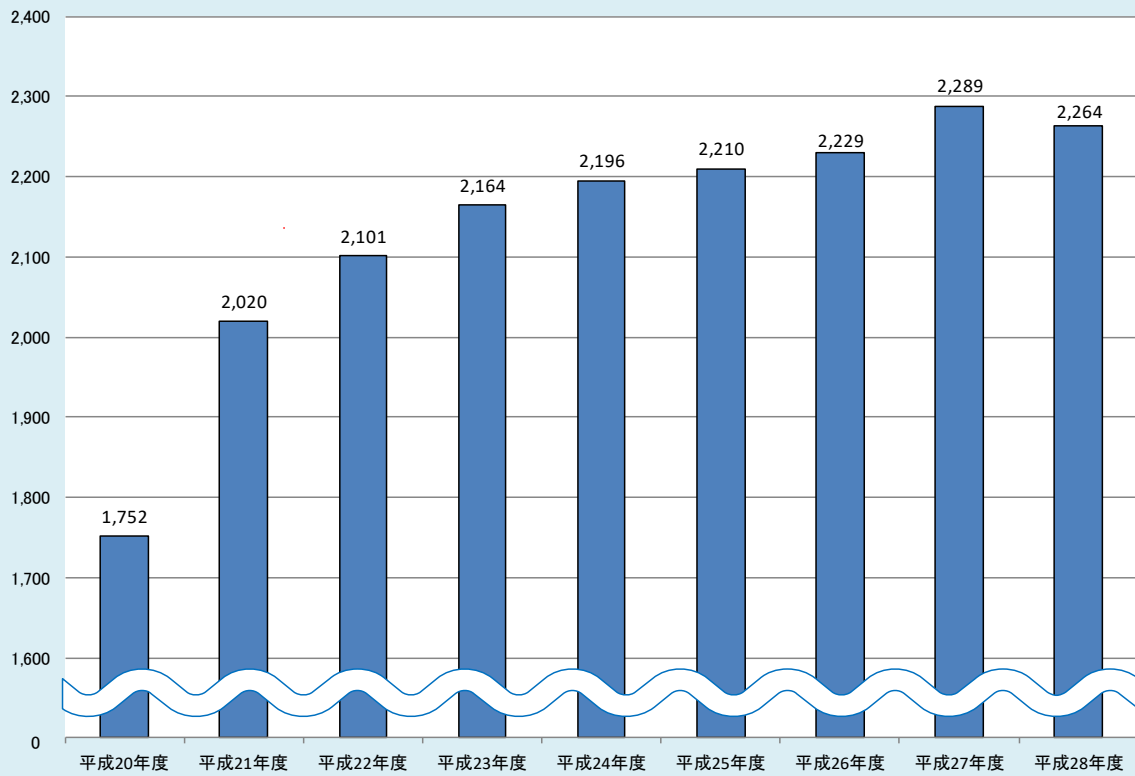
(単位: %)



※各年度5月31日現在

療養給付費の年度別支払状況

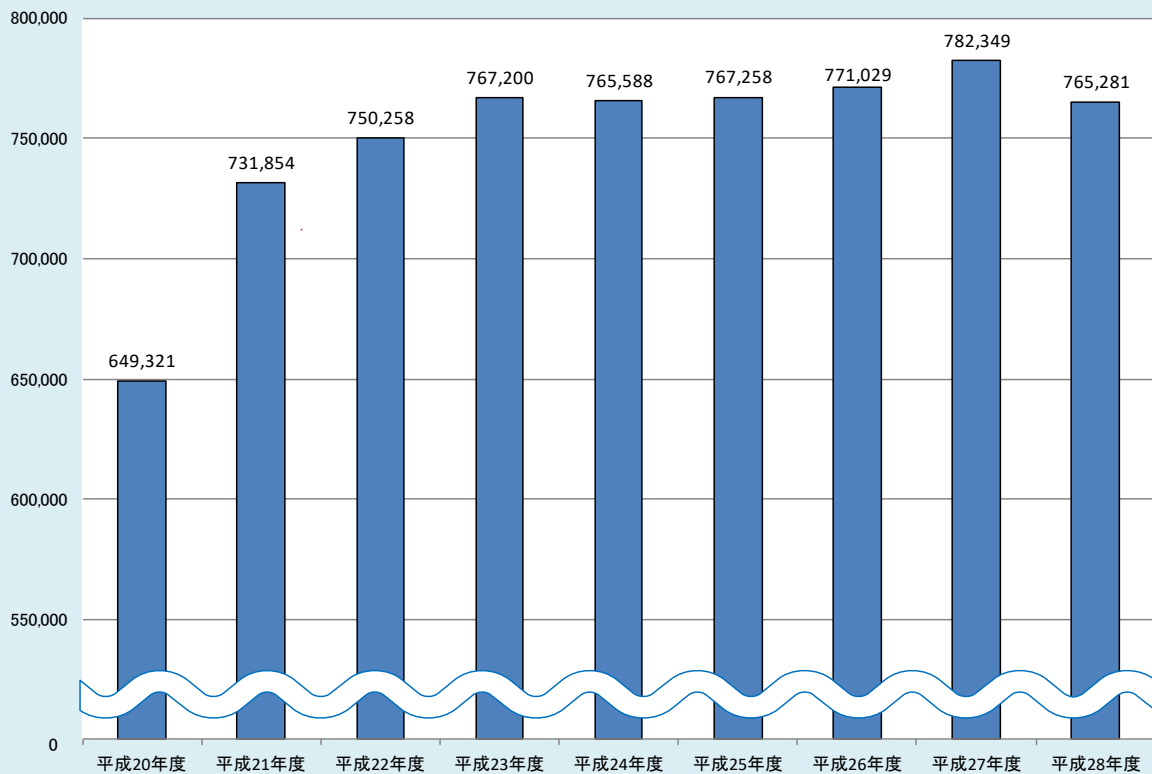
(単位: 億円)



※各年度3月31日現在

一人あたり給付費の年度別支払状況

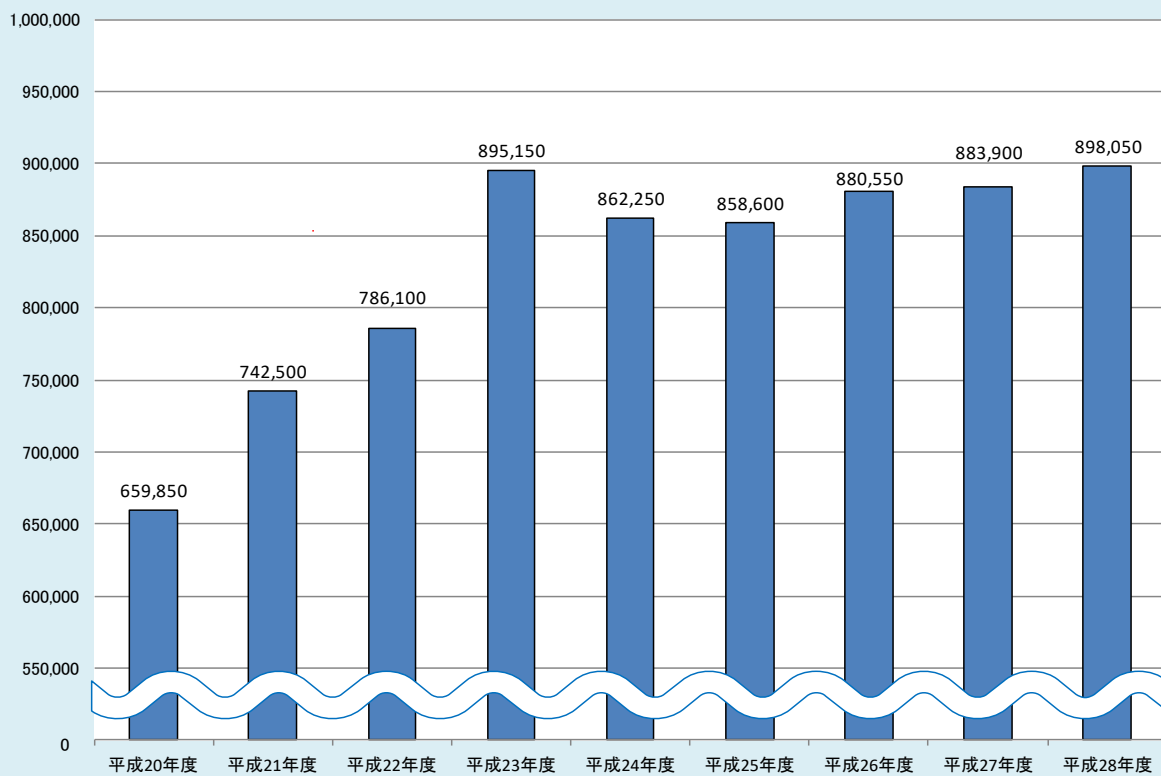
(単位: 円)



※各年度3月31日現在の療養給費支払額を各年度3月31日現在の被保険者数で除した数

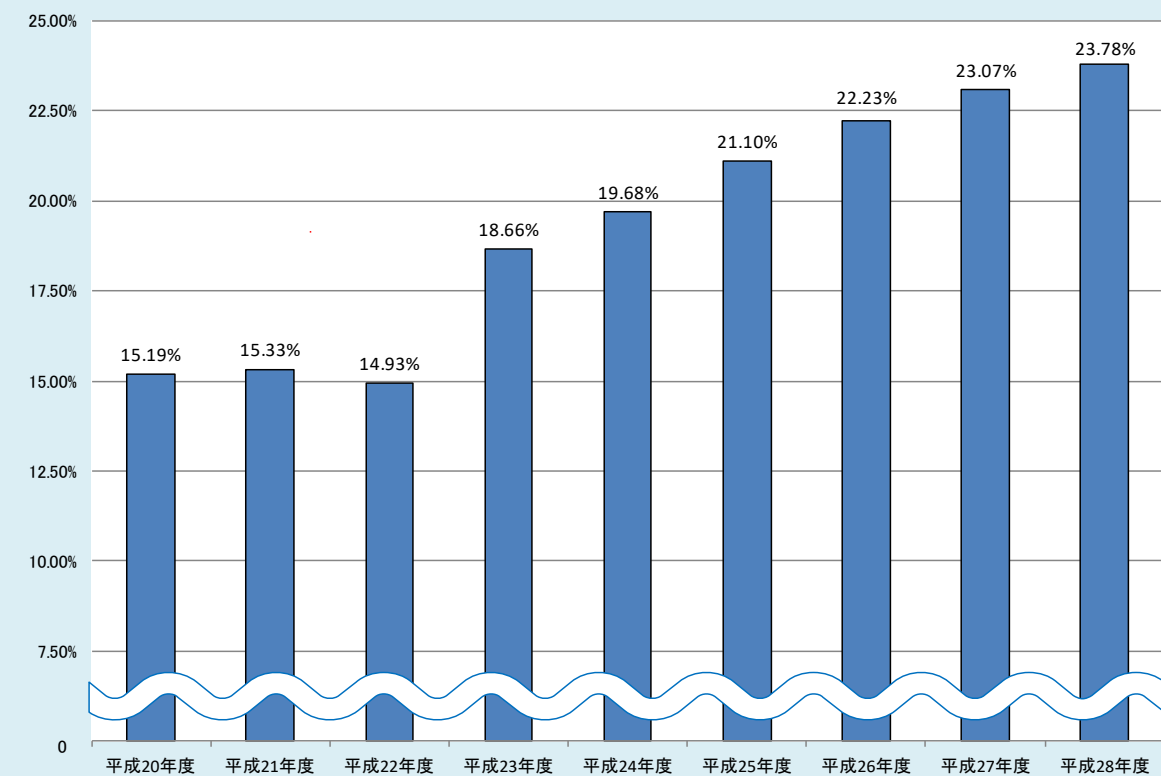
葬祭費の年度別支払状況

(単位: 千円)



健康診査受診率の年度別推移

(単位: %)



市町村別被保険者数(各年度3月31日現在)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福島市	34,456	35,519	36,582	37,310
会津若松市	16,589	16,981	17,320	17,435
郡山市	32,696	33,703	34,811	35,676
いわき市	43,475	44,479	45,072	45,385
白河市	7,855	8,098	8,280	8,349
須賀川市	8,951	9,169	9,277	9,303
喜多方市	9,694	9,813	9,911	9,948
相馬市	5,344	5,457	5,418	5,438
二本松市	9,034	9,268	9,338	9,355
田村市	6,754	6,903	6,988	7,041
南相馬市	10,149	10,366	10,320	10,224
伊達市	10,291	10,449	10,612	10,734
本宮市	3,947	4,022	4,117	4,169
桑折町	2,257	2,302	2,337	2,321
国見町	1,652	1,698	1,709	1,744
川俣町	2,936	2,959	2,970	2,963
大玉村	1,210	1,218	1,231	1,236
鏡石町	1,381	1,414	1,422	1,483
天栄村	1,045	1,060	1,067	1,058
下郷町	1,444	1,479	1,470	1,473
檜枝岐村	122	122	123	126
只見町	1,285	1,305	1,282	1,296
南会津町	3,842	3,906	3,946	3,928
北塩原村	589	590	575	551
西会津町	2,037	2,025	2,006	2,007
磐梯町	724	749	744	758
猪苗代町	2,944	2,977	2,997	3,025
会津坂下町	3,209	3,265	3,267	3,242
湯川村	622	615	615	620
柳津町	975	988	986	983
三島町	619	629	626	607
金山町	930	925	919	903
昭和村	580	571	570	581
会津美里町	4,450	4,528	4,536	4,526
西郷村	1,883	1,945	1,957	1,983
泉崎村	881	906	927	917
中島村	640	661	674	689
矢吹町	2,156	2,233	2,242	2,275
棚倉町	2,175	2,225	2,243	2,266
矢祭町	1,287	1,305	1,304	1,308
塙町	1,781	1,819	1,838	1,838
鮫川村	801	806	818	809
石川町	2,750	2,829	2,848	2,880
玉川村	993	1,012	1,024	1,036
平田村	992	982	988	1,007
浅川町	976	984	1,005	986
古殿町	1,215	1,254	1,277	1,277
三春町	2,733	2,789	2,823	2,823
小野町	1,901	1,938	1,935	1,936
広野町	691	695	711	684
楢葉町	1,176	1,187	1,213	1,153
富岡町	1,802	1,862	1,873	1,741
川内村	666	672	667	647
大熊町	1,187	1,209	1,210	1,153
双葉町	1,136	1,150	1,113	1,034
浪江町	3,096	3,154	3,169	3,032
葛尾村	303	309	316	327
新地町	1,333	1,340	1,317	1,302
飯舘村	1,129	1,154	1,162	1,175
福島県	269,771	275,972	280,098	282,076

(単位:人)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
38,252	38,548	38,967	39,856	40,861
17,625	17,773	17,885	18,118	18,312
36,652	37,105	37,636	38,497	39,396
46,292	46,773	47,222	48,051	48,828
8,432	8,519	8,493	8,584	8,660
9,559	9,712	9,796	9,910	10,057
9,980	9,894	9,881	9,927	9,865
5,485	5,465	5,451	5,513	5,558
9,436	9,390	9,348	9,313	9,353
7,135	7,113	7,072	7,080	7,095
10,446	10,537	10,501	10,547	10,644
10,931	10,939	10,957	11,032	11,158
4,210	4,198	4,205	4,209	4,212
2,325	2,325	2,335	2,310	2,365
1,768	1,798	1,780	1,809	1,842
2,980	2,971	2,973	2,939	2,966
1,222	1,195	1,176	1,166	1,134
1,508	1,530	1,561	1,590	1,621
1,068	1,047	1,011	993	985
1,487	1,447	1,430	1,483	1,465
129	131	135	133	137
1,330	1,322	1,310	1,311	1,312
3,879	3,857	3,834	3,820	3,769
551	535	540	516	517
2,014	1,980	1,924	1,908	1,879
735	726	708	705	701
3,083	3,038	2,989	2,951	2,966
3,238	3,158	3,120	3,093	3,093
629	614	606	593	596
983	966	948	952	922
603	591	565	560	540
913	887	877	875	861
570	547	517	507	511
4,504	4,358	4,322	4,320	4,262
2,046	2,074	2,086	2,142	2,195
909	913	902	931	930
706	719	779	789	778
2,290	2,340	2,368	2,436	2,511
2,295	2,318	2,297	2,324	2,315
1,307	1,302	1,265	1,265	1,239
1,864	1,886	1,887	1,842	1,843
803	797	785	768	746
2,917	2,915	2,889	2,902	2,920
1,022	1,038	1,032	1,024	1,026
1,057	1,034	1,037	1,042	1,017
1,020	1,051	1,071	1,099	1,120
1,279	1,269	1,239	1,229	1,196
2,866	2,868	2,840	2,878	2,900
1,972	1,987	1,987	1,972	1,935
680	691	698	680	686
1,177	1,180	1,197	1,202	1,211
1,796	1,783	1,792	1,831	1,857
661	640	630	666	651
1,197	1,225	1,220	1,224	1,249
1,066	1,058	1,062	1,086	1,093
3,072	3,143	3,137	3,164	3,170
325	330	335	335	327
1,317	1,304	1,335	1,345	1,335
1,186	1,186	1,193	1,181	1,167
286,784	288,040	289,138	292,528	295,860

市町村別収納率(現年度分)(各年度5月31日現在)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福島市	98.97%	98.99%	99.04%	99.26%
会津若松市	98.67%	99.26%	99.37%	99.43%
郡山市	98.96%	98.99%	98.75%	99.12%
いわき市	98.21%	98.86%	99.02%	99.12%
白河市	98.68%	98.86%	99.17%	99.39%
須賀川市	99.01%	99.11%	99.14%	99.40%
喜多方市	99.53%	99.44%	99.72%	99.65%
相馬市	98.61%	99.07%	99.03%	99.20%
二本松市	99.58%	99.67%	99.70%	99.78%
田村市	98.80%	99.28%	99.15%	99.59%
南相馬市	99.07%	98.67%	98.97%	99.45%
伊達市	99.13%	99.24%	99.09%	99.40%
本宮市	99.14%	98.98%	99.26%	99.49%
桑折町	98.68%	98.82%	99.02%	98.56%
国見町	98.77%	98.99%	99.77%	99.89%
川俣町	99.03%	98.58%	99.45%	99.80%
大玉村	99.61%	100.00%	99.77%	99.63%
鏡石町	99.17%	98.96%	99.69%	99.29%
天栄村	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
下郷町	99.65%	99.99%	99.86%	99.95%
檜枝岐村	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
只見町	99.72%	99.66%	99.85%	99.58%
南会津町	97.77%	98.54%	96.69%	98.95%
北塩原村	97.19%	98.11%	98.77%	98.96%
西会津町	99.80%	99.95%	99.96%	100.00%
磐梯町	99.98%	99.98%	100.00%	100.00%
猪苗代町	99.33%	99.70%	99.88%	99.90%
会津坂下町	98.96%	99.34%	99.18%	99.77%
湯川村	99.57%	99.53%	99.59%	99.86%
柳津町	99.78%	99.83%	99.94%	99.81%
三島町	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
金山町	99.58%	99.87%	100.00%	99.70%
昭和村	99.77%	99.74%	99.76%	100.00%
会津美里町	99.23%	99.45%	99.38%	99.69%
西郷村	98.95%	97.90%	98.87%	98.93%
泉崎村	98.80%	97.77%	99.76%	98.81%
中島村	99.55%	99.15%	99.85%	99.77%
矢吹町	99.60%	99.09%	99.32%	99.48%
棚倉町	98.95%	98.93%	99.39%	99.58%
矢祭町	99.83%	99.07%	99.29%	99.82%
塙町	99.38%	99.36%	99.44%	99.38%
鮫川村	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
石川町	99.44%	99.11%	99.50%	99.49%
玉川村	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
平田村	96.40%	98.69%	99.33%	99.62%
浅川町	99.72%	99.65%	99.59%	99.79%
古殿町	98.92%	99.30%	99.77%	99.53%
三春町	99.04%	99.74%	99.38%	99.68%
小野町	99.46%	99.34%	99.59%	99.75%
広野町	99.54%	98.27%	99.48%	100.00%
楡葉町	99.58%	99.60%	99.37%	—
富岡町	98.04%	99.13%	98.36%	—
川内村	99.68%	100.00%	98.88%	—
大熊町	98.86%	99.30%	98.85%	—
双葉町	99.69%	99.81%	99.45%	—
浪江町	99.26%	99.47%	98.68%	—
葛尾村	99.39%	100.00%	99.29%	—
新地町	100.00%	99.85%	99.52%	99.85%
飯館村	97.67%	99.34%	99.11%	100.00%
福島県	98.86%	99.07%	99.10%	99.32%

※楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村のうち、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に居住する被保険者については、保険料が減免されたため、実績値がない年度がある。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
99.32%	99.09%	99.26%	99.32%	99.37%
99.47%	99.48%	99.49%	99.53%	99.53%
98.91%	99.23%	99.22%	99.22%	99.22%
98.98%	99.29%	99.24%	99.05%	99.08%
99.43%	99.29%	99.20%	99.29%	99.64%
99.50%	99.37%	99.39%	99.58%	99.73%
99.84%	99.77%	99.60%	99.79%	99.72%
99.07%	99.37%	99.38%	99.42%	99.49%
99.58%	99.75%	99.73%	99.75%	99.59%
99.93%	99.71%	99.65%	99.79%	99.40%
99.90%	99.81%	99.70%	99.50%	99.39%
99.55%	99.57%	99.66%	99.61%	99.56%
99.55%	99.61%	99.63%	99.63%	99.69%
99.66%	99.91%	99.95%	99.64%	99.56%
100.00%	99.86%	99.96%	100.00%	100.00%
99.63%	99.26%	98.91%	99.09%	99.51%
99.79%	99.77%	99.86%	99.90%	99.88%
99.43%	99.53%	99.56%	99.62%	99.78%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
99.99%	99.96%	99.04%	99.17%	99.03%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
99.82%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
99.16%	99.39%	99.58%	99.32%	99.30%
97.52%	99.73%	99.54%	99.11%	98.87%
100.00%	99.93%	99.67%	99.81%	99.99%
100.00%	99.99%	100.00%	100.00%	100.00%
99.88%	99.69%	99.79%	99.58%	99.43%
99.47%	99.35%	99.52%	99.53%	99.67%
99.94%	99.94%	100.00%	99.59%	100.00%
100.00%	100.00%	98.40%	99.52%	99.63%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
99.93%	99.86%	99.80%	99.98%	99.82%
100.00%	100.00%	99.94%	98.90%	100.00%
99.68%	99.66%	99.58%	99.67%	99.69%
99.31%	99.04%	98.82%	98.80%	98.73%
99.51%	97.88%	99.07%	98.78%	98.04%
100.00%	100.00%	99.48%	100.00%	100.00%
99.45%	99.48%	99.48%	99.26%	99.48%
99.73%	99.73%	99.73%	99.79%	99.43%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
99.59%	99.72%	99.62%	99.92%	99.82%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
98.92%	98.98%	99.36%	99.77%	98.90%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
99.90%	100.00%	100.00%	99.84%	100.00%
99.92%	98.95%	99.90%	99.25%	99.73%
99.81%	99.97%	99.99%	99.97%	100.00%
99.94%	99.90%	100.00%	99.95%	99.98%
99.75%	99.72%	99.76%	99.71%	99.56%
100.00%	100.00%	99.00%	94.75%	99.45%
—	—	—	100.00%	100.00%
—	—	—	—	—
—	100.00%	100.00%	98.76%	99.56%
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
99.76%	99.31%	99.83%	98.43%	99.75%
100.00%	100.00%	99.65%	100.00%	100.00%
99.30%	99.36%	99.38%	99.36%	99.38%

市町村別給付費の状況(各年度3月31日現在)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福島市	21,759,541,886	25,566,921,528	27,269,320,283	27,706,122,260
会津若松市	10,718,245,754	12,180,995,354	12,688,855,611	12,666,539,397
郡山市	22,147,434,983	25,892,945,260	26,966,826,197	27,283,289,230
いわき市	32,182,844,250	37,390,335,360	38,659,844,315	40,013,881,786
白河市	5,049,929,347	5,724,866,694	5,808,184,610	5,950,444,110
須賀川市	5,774,008,573	6,546,527,037	6,934,755,070	6,971,349,381
喜多方市	6,762,281,496	7,479,148,005	7,650,181,447	7,683,902,151
相馬市	3,197,790,333	3,644,812,564	3,745,847,242	3,397,250,105
二本松市	5,484,058,890	6,193,084,093	6,512,815,343	6,636,383,133
田村市	3,880,838,493	4,831,135,047	4,939,874,973	5,014,648,112
南相馬市	6,252,112,925	7,250,235,582	7,735,289,756	9,080,898,174
伊達市	6,157,314,471	7,207,872,816	7,727,629,618	7,898,347,259
本宮市	2,564,899,888	2,899,912,805	3,044,699,519	2,951,509,825
桑折町	1,237,530,704	1,496,141,320	1,530,176,334	1,648,496,844
国見町	932,007,714	1,059,823,760	1,126,464,289	1,126,239,840
川俣町	1,759,382,302	2,019,289,765	2,076,818,515	2,100,871,667
(旧)飯野町	169,061,257			
大玉村	776,710,211	847,472,464	853,234,165	832,737,647
鏡石町	891,418,152	1,030,666,297	1,035,300,079	1,122,094,533
天栄村	686,977,415	753,444,524	786,626,812	739,998,720
下郷町	796,290,202	982,830,814	965,092,407	971,757,732
檜枝岐村	62,467,560	71,855,061	65,496,026	65,014,564
只見町	618,082,632	715,585,343	735,496,811	698,120,443
南会津町	2,002,443,186	2,285,655,578	2,574,850,831	2,530,670,492
北塩原村	445,327,460	456,046,977	476,314,041	463,538,956
西会津町	1,056,593,429	1,298,271,266	1,271,180,552	1,260,601,375
磐梯町	460,710,235	487,062,905	506,053,936	518,716,758
猪苗代町	2,030,011,611	2,285,468,439	2,354,189,153	2,378,089,064
会津坂下町	1,951,814,901	2,222,295,060	2,236,657,070	2,439,854,353
湯川村	412,876,748	441,829,468	447,021,731	434,415,073
柳津町	608,774,641	636,531,393	629,606,363	678,815,824
三島町	347,673,411	396,756,235	400,745,343	399,221,758
金山町	556,224,208	606,542,333	561,036,273	545,066,097
昭和村	328,257,090	362,489,284	370,838,997	391,952,487
会津美里町	2,761,231,294	3,320,733,790	3,472,409,608	3,433,287,672
西郷村	1,110,856,457	1,310,405,209	1,361,095,385	1,322,807,325
泉崎村	558,107,948	602,169,434	666,690,916	663,105,303
中島村	377,867,269	373,300,073	424,686,901	424,637,067
矢吹町	1,470,968,316	1,616,637,988	1,747,504,559	1,882,269,645
棚倉町	1,268,651,238	1,505,351,192	1,457,425,660	1,494,220,377
矢祭町	628,872,486	737,612,317	730,265,296	740,603,039
塙町	1,007,964,744	1,118,919,089	1,150,223,493	1,171,938,089
鮫川村	469,978,083	527,135,034	498,335,926	534,556,287
石川町	1,770,178,421	2,057,860,404	2,110,830,836	1,936,430,623
玉川村	614,590,287	663,795,161	709,052,544	714,151,550
平田村	730,574,713	832,161,127	796,514,194	785,870,052
浅川町	570,478,495	659,800,595	655,937,790	679,694,796
古殿町	806,681,565	929,652,385	981,811,033	993,912,747
三春町	1,644,378,489	1,822,197,045	1,915,328,276	1,875,606,721
小野町	1,245,417,346	1,459,227,208	1,445,486,953	1,451,068,274
広野町	662,144,707	702,325,542	720,193,828	811,950,571
檜葉町	826,976,213	976,506,566	926,130,663	1,365,365,710
富岡町	1,389,409,343	1,490,105,069	1,471,888,304	1,824,601,023
川内村	454,755,707	533,146,885	481,020,793	588,317,995
大熊町	815,083,610	892,391,943	939,673,842	1,129,431,536
双葉町	661,633,445	777,702,615	830,706,283	1,074,064,104
浪江町	1,792,036,584	2,006,158,463	2,106,786,709	2,847,184,253
葛尾村	165,454,732	231,520,277	229,380,356	290,984,680
新地町	664,148,832	847,381,534	869,863,290	793,888,950
飯館村	637,635,277	712,137,199	759,194,265	977,929,881
福島県	175,168,011,959	201,971,184,575	210,145,761,415	216,408,717,418

※平成20年度は、制度初年度のため11ヶ月分の合計

※第三者納付金、一部負担金返還金、返還金の収入を除く

(単位:円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
28,518,913,051	28,765,173,842	29,187,664,640	30,014,028,104	30,112,907,006
13,109,663,320	13,003,490,589	13,384,846,794	14,057,706,833	13,752,722,512
28,672,475,506	28,729,670,485	29,624,515,408	30,412,521,266	30,502,580,209
40,380,338,840	40,401,105,611	40,337,128,824	41,423,525,140	41,078,819,643
6,038,242,094	5,986,609,297	5,919,178,810	6,136,910,840	6,032,114,156
7,103,779,909	7,336,133,890	7,645,613,774	7,916,220,027	7,792,531,623
7,925,294,273	8,051,120,281	8,105,860,489	8,459,348,061	8,255,373,351
3,705,654,808	3,827,418,623	3,792,521,156	3,890,650,844	3,971,617,057
6,629,019,756	6,537,200,488	6,751,109,268	6,755,593,946	6,745,946,390
5,102,964,162	5,264,636,244	5,151,452,378	5,274,240,543	5,094,346,519
8,725,891,565	8,747,663,240	8,490,533,083	8,544,080,319	8,451,443,234
7,921,961,177	7,957,428,256	8,191,188,786	8,472,820,902	8,349,358,383
3,108,972,051	3,189,464,302	3,261,257,648	3,180,297,536	3,098,442,790
1,536,515,839	1,572,059,295	1,512,379,318	1,587,999,536	1,556,744,075
1,199,020,431	1,193,864,858	1,187,916,425	1,171,671,477	1,180,894,812
2,216,768,188	2,194,417,739	2,190,286,341	2,242,702,559	2,213,827,946
808,891,965	866,136,199	858,750,697	851,361,722	843,221,590
1,133,510,827	1,180,020,184	1,146,552,129	1,220,887,205	1,229,071,840
780,592,569	771,387,197	755,805,061	688,481,533	693,220,371
919,467,956	960,753,210	962,119,578	975,121,938	948,235,472
54,140,817	56,436,203	62,994,258	73,890,090	54,405,458
770,128,582	786,941,138	774,229,498	806,461,910	751,588,472
2,387,671,989	2,351,470,440	2,421,202,001	2,342,423,400	2,272,271,384
434,090,737	457,962,166	448,953,237	417,911,032	412,714,508
1,314,661,472	1,296,220,908	1,214,294,730	1,271,111,028	1,223,162,883
542,057,896	524,966,820	490,861,824	518,116,688	479,446,181
2,497,210,624	2,459,623,824	2,394,471,417	2,472,718,994	2,307,358,472
2,343,435,457	2,315,652,614	2,280,729,843	2,372,301,557	2,261,641,218
431,474,261	439,343,203	450,388,546	470,565,222	496,447,208
628,217,109	688,273,563	635,290,099	674,449,306	714,918,735
361,636,907	398,865,395	442,930,951	406,468,592	352,745,496
558,794,324	621,898,482	591,238,794	610,996,477	610,474,102
375,931,751	389,547,099	425,231,941	372,616,618	352,757,866
3,443,019,679	3,362,191,667	3,286,043,672	3,387,260,639	3,301,742,693
1,246,476,022	1,324,290,229	1,340,175,781	1,383,868,582	1,449,240,381
691,708,129	655,399,181	597,365,951	564,270,078	578,166,113
445,897,257	471,202,524	510,731,129	550,631,866	536,288,510
1,730,909,211	1,760,462,620	1,688,652,916	1,819,262,682	1,882,787,294
1,416,287,900	1,495,459,447	1,523,938,466	1,590,116,297	1,569,775,678
770,007,269	760,282,500	815,165,274	837,884,040	811,730,722
1,267,640,264	1,276,226,361	1,303,615,135	1,397,331,025	1,324,534,865
540,717,730	496,175,976	507,096,078	525,916,737	515,579,283
1,953,685,896	2,129,767,933	2,052,457,036	2,112,639,706	2,042,008,958
775,103,727	720,035,100	730,852,744	751,926,861	801,981,581
815,503,630	906,900,423	977,191,298	1,048,640,923	992,289,341
642,405,457	702,068,148	663,415,713	684,144,094	686,017,115
968,654,673	975,195,840	995,579,477	989,656,542	926,761,476
1,946,692,881	2,006,111,195	1,977,506,445	1,994,370,191	2,054,225,538
1,517,104,011	1,589,975,596	1,566,047,315	1,623,467,656	1,607,886,092
776,232,097	782,878,319	837,051,717	827,992,444	745,537,320
1,203,821,311	1,130,700,209	1,140,622,148	1,202,272,425	1,143,720,765
1,726,987,697	1,679,587,248	1,756,809,803	1,749,314,365	1,712,613,144
620,927,052	581,184,062	536,334,677	594,520,735	568,164,258
1,034,148,482	1,082,896,946	1,147,788,125	1,111,315,239	1,031,072,910
973,356,455	1,012,544,741	949,201,079	981,483,433	897,918,978
2,709,227,884	2,683,275,378	2,796,617,835	2,763,970,849	2,741,560,302
315,926,429	337,496,924	282,907,684	309,568,579	335,240,833
829,943,301	806,375,375	908,074,136	929,703,804	961,103,025
958,658,811	949,365,268	952,899,751	1,041,374,772	1,004,757,042
219,558,433,468	221,001,004,895	222,933,639,131	228,859,105,809	226,416,055,179

市町村別一人あたり給付費の状況(年間)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福島市	631,517	719,810	745,430	742,592
会津若松市	646,106	717,331	732,613	726,501
郡山市	677,374	768,268	774,664	764,752
いわき市	740,261	840,629	857,735	881,654
白河市	642,894	706,948	701,472	712,713
須賀川市	645,069	713,985	747,521	749,366
喜多方市	697,574	762,167	771,888	772,407
相馬市	598,389	667,915	691,371	624,724
二本松市	607,047	668,222	697,453	709,394
田村市	574,599	699,860	706,908	712,207
南相馬市	616,032	699,425	749,544	888,194
伊達市	598,320	689,815	728,197	735,825
本宮市	649,835	721,013	739,543	707,966
桑折町	548,308	649,931	654,761	710,253
国見町	564,169	624,160	659,137	645,780
川俣町	599,245	682,423	699,265	709,035
大玉村	641,909	695,790	693,123	673,736
鏡石町	645,487	728,901	728,059	756,638
天栄村	657,395	710,797	737,232	699,432
下郷町	551,448	664,524	656,525	659,713
檜枝岐村	512,029	588,976	532,488	515,989
只見町	480,998	548,341	573,710	538,673
南会津町	521,198	585,165	652,522	644,264
北塩原村	756,074	772,961	828,372	841,269
西会津町	518,701	641,122	633,689	628,102
磐梯町	636,340	650,284	680,180	684,323
猪苗代町	689,542	767,709	785,515	786,145
会津坂下町	608,232	680,642	684,621	752,577
湯川村	663,789	718,422	726,865	700,669
柳津町	624,384	644,263	638,546	690,555
三島町	561,669	630,773	640,168	657,696
金山町	598,091	655,721	610,486	603,617
昭和村	565,961	634,832	650,595	674,617
会津美里町	620,501	733,378	765,522	758,570
西郷村	589,940	673,730	695,501	667,074
泉崎村	633,494	664,646	719,192	723,125
中島村	590,418	564,750	630,099	616,309
矢吹町	682,267	723,976	779,440	827,371
棚倉町	583,288	676,562	649,766	659,409
矢祭町	488,634	565,220	560,019	566,210
塙町	565,954	615,129	625,802	637,616
鮫川村	586,739	654,014	609,213	660,762
石川町	643,701	727,416	741,163	672,372
玉川村	618,923	655,924	692,434	689,335
平田村	736,466	847,415	806,188	780,407
浅川町	584,507	670,529	652,674	689,346
古殿町	663,935	741,350	768,842	778,319
三春町	601,675	653,351	678,473	664,402
小野町	655,138	752,955	747,022	749,519
広野町	958,241	1,010,540	1,012,931	1,187,062
檜葉町	703,211	822,668	763,504	1,184,185
富岡町	771,037	800,271	785,845	1,048,019
川内村	682,816	793,373	721,171	909,301
大熊町	686,675	738,124	776,590	979,559
双葉町	582,424	676,263	746,367	1,038,747
浪江町	578,823	636,068	664,811	939,045
葛尾村	546,055	749,257	725,887	889,861
新地町	498,236	632,374	660,488	609,746
飯舘村	564,779	617,103	653,351	832,281
福島県	649,321	731,854	750,258	767,200

(単位:円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
745,554	746,217	749,035	753,062	736,960
743,811	731,643	748,384	775,897	751,022
782,290	774,280	787,132	789,997	774,256
872,296	863,770	854,202	862,074	841,296
716,110	702,736	696,948	714,924	696,549
743,151	755,368	780,483	798,811	774,837
794,118	813,738	820,348	852,156	836,835
675,598	700,351	695,748	705,723	714,577
702,524	696,187	722,198	725,394	721,260
715,202	740,143	728,429	744,949	718,019
835,333	830,185	808,545	810,096	794,010
724,724	727,437	747,576	768,022	748,284
738,473	759,758	775,567	755,595	735,623
660,867	676,155	647,700	687,446	658,243
678,179	663,996	667,369	647,690	641,094
743,882	738,613	736,726	763,084	746,402
661,941	724,800	730,230	730,156	743,582
751,665	771,255	734,498	767,854	758,218
730,892	736,760	747,582	693,335	703,777
618,338	663,962	672,811	657,533	647,260
419,696	430,811	466,624	555,565	397,120
579,044	595,266	591,015	615,150	572,857
615,538	609,663	631,508	613,200	602,884
787,823	856,004	831,395	809,905	798,287
652,761	654,657	631,130	666,201	650,965
737,494	723,095	693,308	734,917	683,946
809,994	809,619	801,094	837,926	777,936
723,729	733,266	731,003	766,990	731,213
685,969	715,543	743,215	793,533	832,965
639,081	712,499	670,137	708,455	775,400
599,730	674,899	783,949	725,837	653,232
612,042	701,126	674,161	698,282	709,029
659,529	712,152	822,499	734,944	690,329
764,436	771,499	760,306	784,088	774,693
609,226	638,520	642,462	646,064	660,246
760,955	717,852	662,268	606,090	621,684
631,583	655,358	655,624	697,886	689,317
755,856	752,334	713,114	746,824	749,816
617,119	645,151	663,447	684,215	678,089
589,141	583,934	644,399	662,359	655,150
680,065	676,684	690,840	758,594	718,684
673,372	622,555	645,982	684,787	691,125
669,759	730,624	710,439	727,994	699,318
758,419	693,675	708,191	734,304	781,658
771,527	877,080	942,325	1,006,373	975,702
629,809	668,000	619,436	622,515	612,515
757,353	768,476	803,535	805,253	774,884
679,237	699,481	696,305	692,971	708,354
769,323	800,189	788,147	823,259	830,949
1,141,518	1,132,964	1,199,214	1,217,636	1,086,789
1,022,788	958,221	952,901	1,000,227	944,443
961,574	942,001	980,363	955,387	922,247
939,375	908,100	851,325	892,674	872,756
863,950	883,998	940,810	907,937	825,519
913,092	957,037	893,786	903,760	821,518
881,910	853,731	891,494	873,569	864,846
972,081	1,022,718	844,501	924,085	1,025,201
630,177	618,386	680,205	691,230	719,927
808,313	800,477	798,742	881,774	860,974
765,588	767,258	771,029	782,349	765,281

市町村別葬祭費の支給状況(年間)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福島市	81,800,000	93,550,000	96,000,000	104,900,000
会津若松市	37,700,000	42,600,000	45,850,000	50,150,000
郡山市	74,000,000	88,400,000	90,750,000	99,500,000
いわき市	113,750,000	122,350,000	125,650,000	148,000,000
白河市	18,100,000	17,650,000	19,250,000	24,500,000
須賀川市	22,000,000	26,000,000	29,100,000	30,950,000
喜多方市	23,050,000	26,950,000	28,350,000	31,900,000
相馬市	13,450,000	14,850,000	16,250,000	24,300,000
二本松市	24,800,000	24,850,000	25,200,000	32,750,000
田村市	16,950,000	20,300,000	20,300,000	23,850,000
南相馬市	25,150,000	27,450,000	28,400,000	41,800,000
伊達市	24,300,000	29,200,000	31,000,000	32,300,000
本宮市	9,600,000	11,400,000	10,350,000	13,750,000
桑折町	4,900,000	6,150,000	7,150,000	8,500,000
国見町	3,400,000	3,450,000	5,400,000	4,300,000
川俣町	8,200,000	8,650,000	9,750,000	9,550,000
(旧)飯野町	700,000			
大玉村	3,050,000	3,200,000	3,450,000	3,750,000
鏡石町	3,200,000	3,600,000	4,400,000	4,400,000
天栄村	3,150,000	3,400,000	4,000,000	3,550,000
下郷町	3,700,000	4,050,000	4,350,000	4,650,000
檜枝岐村	250,000	350,000	450,000	400,000
只見町	3,050,000	4,050,000	4,200,000	3,900,000
南会津町	9,850,000	9,050,000	9,950,000	14,650,000
北塩原村	950,000	1,750,000	1,700,000	1,850,000
西会津町	4,400,000	6,800,000	6,250,000	6,150,000
磐梯町	1,550,000	1,400,000	2,000,000	1,650,000
猪苗代町	8,550,000	9,350,000	9,550,000	9,300,000
会津坂下町	6,350,000	8,150,000	10,150,000	10,000,000
湯川村	1,700,000	1,700,000	1,750,000	1,600,000
柳津町	2,700,000	2,450,000	3,050,000	3,750,000
三島町	1,200,000	1,550,000	1,400,000	2,200,000
金山町	1,950,000	2,550,000	2,550,000	950,000
昭和村	1,200,000	1,700,000	1,500,000	1,500,000
会津美里町	9,300,000	12,600,000	15,250,000	15,000,000
西郷村	4,800,000	4,350,000	5,400,000	5,650,000
泉崎村	2,750,000	3,050,000	2,800,000	3,050,000
中島村	1,800,000	1,700,000	1,600,000	1,600,000
矢吹町	5,800,000	5,600,000	7,450,000	7,950,000
棚倉町	5,450,000	6,100,000	5,950,000	6,800,000
矢祭町	3,350,000	3,300,000	4,500,000	4,700,000
塙町	4,400,000	5,550,000	5,000,000	6,400,000
鮫川村	2,150,000	2,050,000	2,450,000	2,600,000
石川町	7,300,000	7,600,000	7,900,000	8,100,000
玉川村	2,800,000	2,950,000	2,850,000	3,800,000
平田村	2,750,000	3,400,000	3,200,000	3,150,000
浅川町	3,050,000	3,700,000	3,450,000	4,050,000
古殿町	1,950,000	3,600,000	3,100,000	3,950,000
三春町	7,000,000	8,350,000	7,550,000	9,500,000
小野町	5,100,000	5,000,000	6,950,000	6,100,000
広野町	2,700,000	2,350,000	2,350,000	2,150,000
檜葉町	3,050,000	3,950,000	3,400,000	5,600,000
富岡町	4,600,000	5,200,000	5,200,000	6,150,000
川内村	1,200,000	1,500,000	2,200,000	1,700,000
大熊町	3,300,000	3,550,000	4,300,000	4,300,000
双葉町	2,450,000	3,000,000	4,400,000	4,750,000
浪江町	7,900,000	7,900,000	10,300,000	12,750,000
葛尾村	750,000	600,000	1,200,000	700,000
新地町	3,350,000	3,350,000	3,800,000	5,900,000
飯舘村	2,150,000	3,300,000	4,100,000	3,500,000
福島県	659,850,000	742,500,000	786,100,000	895,150,000

(単位:円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
115,050,000	113,150,000	121,600,000	108,300,000	113,300,000
55,600,000	57,050,000	55,000,000	55,200,000	58,900,000
99,250,000	101,500,000	105,650,000	115,350,000	116,350,000
136,200,000	138,150,000	143,050,000	145,600,000	147,300,000
22,800,000	22,600,000	25,650,000	24,350,000	24,600,000
30,000,000	28,100,000	29,150,000	30,250,000	32,450,000
31,200,000	33,650,000	31,350,000	32,050,000	33,950,000
15,750,000	17,150,000	16,150,000	16,600,000	15,350,000
31,150,000	28,750,000	30,200,000	31,650,000	28,600,000
21,550,000	22,300,000	22,450,000	21,950,000	23,000,000
26,400,000	27,600,000	29,700,000	30,250,000	32,700,000
35,650,000	33,300,000	34,550,000	35,250,000	35,300,000
11,450,000	12,550,000	14,350,000	14,050,000	14,250,000
7,750,000	7,150,000	7,400,000	8,750,000	7,550,000
5,200,000	5,600,000	5,950,000	5,500,000	4,650,000
9,900,000	10,400,000	9,350,000	10,400,000	9,850,000
4,050,000	4,950,000	3,500,000	3,800,000	4,550,000
4,350,000	4,300,000	4,100,000	4,650,000	4,350,000
3,550,000	3,500,000	3,800,000	3,250,000	3,600,000
5,150,000	5,200,000	3,500,000	4,850,000	4,450,000
200,000	200,000	300,000	250,000	100,000
3,500,000	3,650,000	3,800,000	3,800,000	3,050,000
13,900,000	10,850,000	12,850,000	11,100,000	12,000,000
1,750,000	1,950,000	1,300,000	2,000,000	1,250,000
6,000,000	6,700,000	6,750,000	5,750,000	6,500,000
2,750,000	2,250,000	2,600,000	1,900,000	1,850,000
9,350,000	10,100,000	10,150,000	9,700,000	10,400,000
11,650,000	10,500,000	9,350,000	9,800,000	8,300,000
2,400,000	2,450,000	2,000,000	1,950,000	1,600,000
3,000,000	3,050,000	1,500,000	4,200,000	3,150,000
1,950,000	2,000,000	1,800,000	2,150,000	2,100,000
4,200,000	3,300,000	2,650,000	2,700,000	2,000,000
1,800,000	2,250,000	1,900,000	1,700,000	1,200,000
16,400,000	16,950,000	13,350,000	12,900,000	13,350,000
5,650,000	7,250,000	7,400,000	6,450,000	6,950,000
3,450,000	2,650,000	2,350,000	2,500,000	3,150,000
2,050,000	1,850,000	2,450,000	1,750,000	2,050,000
8,450,000	6,900,000	6,400,000	7,050,000	6,900,000
7,250,000	6,100,000	7,800,000	7,350,000	7,950,000
4,900,000	4,200,000	4,750,000	4,300,000	5,050,000
6,050,000	5,450,000	5,200,000	6,300,000	5,250,000
2,650,000	2,300,000	2,600,000	2,400,000	3,100,000
8,450,000	8,450,000	8,950,000	8,950,000	10,400,000
3,650,000	3,000,000	2,900,000	3,450,000	3,450,000
2,550,000	3,750,000	3,350,000	4,000,000	4,550,000
2,850,000	3,200,000	3,150,000	2,750,000	2,800,000
3,800,000	3,200,000	4,050,000	3,750,000	4,650,000
8,400,000	8,250,000	9,350,000	7,950,000	7,750,000
5,500,000	5,400,000	6,550,000	6,900,000	6,500,000
3,050,000	1,950,000	2,450,000	2,300,000	3,000,000
2,600,000	3,050,000	3,050,000	2,600,000	4,250,000
5,300,000	4,850,000	4,800,000	5,550,000	4,750,000
1,600,000	1,950,000	1,950,000	1,300,000	1,900,000
2,850,000	2,650,000	3,750,000	3,500,000	1,650,000
2,550,000	3,000,000	3,000,000	3,100,000	3,150,000
9,150,000	7,950,000	9,400,000	9,550,000	8,500,000
800,000	750,000	1,000,000	950,000	900,000
4,200,000	4,150,000	4,650,000	4,150,000	4,850,000
3,650,000	3,200,000	2,500,000	3,100,000	2,700,000
862,250,000	858,600,000	880,550,000	883,900,000	898,050,000

市町村別健康診査受診率の状況

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福島市	23.99%	24.80%	24.39%	28.83%
会津若松市	4.83%	4.01%	4.51%	22.96%
郡山市	5.00%	4.39%	4.02%	17.62%
いわき市	19.97%	20.57%	20.50%	18.44%
白河市	5.03%	15.02%	15.60%	15.58%
須賀川市	18.53%	16.65%	15.03%	17.58%
喜多方市	2.66%	5.38%	4.96%	7.49%
相馬市	11.35%	9.62%	9.13%	16.81%
二本松市	13.58%	12.10%	11.29%	12.72%
田村市	20.79%	20.74%	19.72%	18.32%
南相馬市	6.29%	7.03%	6.97%	3.10%
伊達市	15.92%	14.79%	14.08%	15.72%
本宮市	16.12%	9.27%	9.62%	24.56%
桑折町	14.85%	15.68%	14.90%	16.56%
国見町	26.65%	24.52%	24.20%	21.59%
川俣町	18.73%	17.57%	17.00%	15.52%
大玉村	23.16%	21.90%	22.25%	20.31%
鏡石町	18.37%	16.51%	16.41%	15.54%
天栄村	9.29%	10.05%	9.53%	8.15%
下郷町	7.85%	6.44%	6.36%	21.09%
檜枝岐村	4.92%	6.56%	3.28%	34.15%
只見町	13.36%	13.07%	10.50%	27.46%
南会津町	31.42%	28.71%	27.29%	25.49%
北塩原村	3.88%	8.32%	9.15%	10.26%
西会津町	37.37%	35.79%	35.51%	37.04%
磐梯町	2.26%	0.83%	1.07%	18.01%
猪苗代町	9.31%	6.39%	6.28%	9.34%
会津坂下町	8.84%	8.44%	8.39%	9.06%
湯川村	27.59%	26.21%	22.11%	20.33%
柳津町	10.65%	12.92%	14.27%	33.77%
三島町	19.61%	22.46%	20.99%	20.93%
金山町	37.30%	36.34%	37.30%	36.24%
昭和村	33.22%	34.31%	34.85%	38.07%
会津美里町	18.57%	17.35%	15.66%	15.76%
西郷村	8.20%	8.02%	8.74%	10.73%
泉崎村	8.26%	8.06%	9.05%	9.06%
中島村	4.13%	5.63%	3.93%	15.28%
矢吹町	7.86%	7.51%	7.48%	17.31%
棚倉町	24.18%	29.01%	28.58%	28.22%
矢祭町	24.18%	23.93%	25.21%	23.85%
塙町	10.60%	13.31%	12.31%	28.78%
鮫川村	37.56%	40.95%	38.83%	41.81%
石川町	10.18%	12.91%	11.35%	11.66%
玉川村	20.94%	19.13%	19.07%	17.38%
平田村	8.84%	10.99%	9.37%	11.13%
浅川町	21.26%	22.13%	20.43%	23.38%
古殿町	5.30%	2.80%	3.83%	6.03%
三春町	17.84%	17.60%	18.11%	15.87%
小野町	12.30%	12.10%	11.35%	12.35%
広野町	17.68%	19.68%	19.71%	15.19%
楢葉町	26.34%	28.06%	26.28%	11.54%
富岡町	19.71%	15.93%	17.88%	15.59%
川内村	41.87%	41.59%	37.65%	26.84%
大熊町	24.19%	26.28%	24.07%	13.88%
双葉町	29.79%	29.14%	26.17%	16.53%
浪江町	22.57%	21.80%	20.13%	11.83%
葛尾村	37.16%	39.27%	38.19%	29.11%
新地町	38.49%	37.51%	35.30%	33.41%
飯館村	20.27%	20.28%	20.88%	18.33%
福島県	15.19%	15.33%	14.93%	18.66%

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
30.07%	30.17%	31.59%	31.77%	32.21%
24.25%	26.86%	29.96%	30.84%	30.19%
19.14%	20.44%	21.55%	23.02%	23.73%
18.92%	21.10%	22.05%	22.35%	22.27%
16.77%	17.81%	19.00%	20.16%	19.84%
18.14%	20.63%	21.97%	23.63%	26.26%
8.34%	9.13%	8.97%	11.90%	13.65%
16.37%	14.98%	16.71%	17.72%	20.33%
12.97%	13.24%	14.15%	15.33%	16.46%
17.26%	19.18%	19.88%	19.97%	20.97%
3.52%	11.58%	11.44%	11.73%	13.48%
15.95%	16.85%	17.82%	19.61%	21.30%
25.69%	23.73%	24.39%	25.40%	26.70%
17.88%	20.99%	23.23%	24.44%	24.70%
23.97%	23.58%	24.52%	26.33%	26.71%
15.79%	17.11%	15.72%	16.95%	16.76%
23.54%	22.47%	24.21%	27.22%	26.80%
15.71%	17.06%	21.31%	21.59%	23.14%
8.22%	9.61%	10.96%	10.91%	12.36%
17.99%	21.66%	23.71%	19.72%	20.27%
32.54%	31.78%	32.06%	33.33%	31.58%
27.55%	29.67%	32.74%	33.20%	34.31%
25.94%	26.18%	25.58%	25.39%	24.37%
9.44%	11.40%	14.75%	15.81%	19.11%
36.57%	38.72%	38.33%	37.67%	39.08%
18.87%	22.51%	23.77%	25.69%	23.28%
11.24%	11.65%	9.70%	10.94%	11.23%
9.78%	9.73%	10.38%	12.09%	13.08%
22.90%	21.83%	26.82%	30.57%	27.54%
34.69%	36.35%	37.92%	37.63%	41.28%
18.45%	20.40%	18.74%	20.92%	24.27%
36.54%	37.07%	42.45%	40.94%	43.47%
40.28%	40.74%	42.50%	38.37%	41.26%
15.91%	17.06%	18.39%	18.65%	19.98%
12.81%	13.83%	17.82%	17.88%	20.45%
12.10%	14.54%	15.80%	17.26%	19.71%
14.95%	14.45%	14.82%	17.57%	17.04%
18.81%	19.57%	21.80%	23.88%	24.34%
25.68%	27.58%	23.92%	26.02%	26.00%
26.15%	26.19%	29.50%	33.07%	29.20%
31.18%	31.24%	30.51%	30.27%	32.80%
41.90%	42.63%	42.98%	44.29%	44.31%
10.52%	11.73%	11.74%	13.42%	14.00%
18.73%	19.40%	21.21%	20.33%	21.67%
13.11%	14.73%	13.89%	14.03%	13.43%
24.95%	25.64%	25.84%	27.42%	26.50%
7.05%	6.05%	7.51%	7.74%	10.07%
17.92%	17.12%	18.98%	19.38%	19.57%
13.89%	14.63%	15.54%	16.72%	16.71%
21.78%	23.17%	22.26%	24.32%	27.60%
15.52%	14.98%	20.50%	20.34%	18.99%
18.61%	18.85%	22.62%	22.98%	23.77%
29.37%	30.76%	34.54%	35.68%	35.99%
19.69%	19.85%	18.58%	20.72%	23.25%
19.25%	13.35%	15.43%	18.49%	22.93%
16.92%	20.79%	23.69%	23.42%	22.50%
38.53%	40.25%	39.93%	37.50%	33.83%
35.10%	37.50%	41.05%	35.12%	37.59%
31.23%	30.01%	30.96%	31.12%	32.48%
19.68%	21.10%	22.23%	23.07%	23.78%